

平成30年第3回羅臼町議会定例会（第1号）

平成30年9月11日（火曜日）午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第49号 羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 7 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 8 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 9 議案第45号 平成30年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第10 議案第46号 平成30年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第47号 羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第48号 財産の取得について
- 日程第13 認定第 1号 平成29年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 2号 平成29年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 3号 平成29年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第 4号 平成29年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第 5号 平成29年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第 6号 平成29年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 報告第 3号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

- 日程第 2 0 報告第 4 号 平成 2 9 年度決算に基づく資金不足比率の報告について
(日程第 1 3、認定第 1 号～日程第 1 8、認定第 6 号及び
日程第 1 9、報告第 3 号並びに日程第 2 0、報告第 4 号
8 件一括)
- 日程第 2 1 発議第 4 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を
求める意見書
- 日程第 2 2 発議第 5 号 全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の
早期制定を求める意見書
- 日程第 2 3 発議第 6 号 議会改革特別委員会の設置に関する決議
- 日程第 2 4 各委員会閉会中の所管事務調査の件
-

○出席議員（10名）

議長	10番	村山修一君	副議長	9番	佐藤晶君
	1番	加藤勉君		2番	田中良君
	3番	高島譲二君		4番	宮腰實君
	5番	小野哲也君		6番	坂本志郎君
	7番	松原臣君		8番	鹿又政義君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者

町長	湊屋稔君	副町長	鈴木日出男君
教育長	山崎守君	監査委員	松田眞佐都君
企画振興課長	川端達也君	総務課長	対馬憲仁君
税務財政課長	鹿又明仁君	納税担当課長	中田靖君
環境生活課長	大沼良司君	保健福祉課長	太田洋二君
保健福祉課長補佐	洲崎久代君	産業創生課長	八幡雅人君
産業創生課長補佐	野田泰寿君	建設水道課長	武田弘幸君
建設水道課長補佐	佐野健二君	学務課長	平田充君
学務課長補佐	福田一輝君	会計管理者	仙福聖一君

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長	松田伸哉君	議会事務局次長	長岡紀文君
--------	-------	---------	-------

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、平成30年第3回羅臼町議会定例会を開会いたします。

会議に入る前に、去る9月6日発生しました胆振東部地震におきまして、被害に遭われた皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

被災地におきましては、昼夜を問わず救助活動や被災者への援助、また災害復旧に全力を尽くされている関係者の皆様がおられますことに敬意と感謝の意を表し、1日でも早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

また、今回の地震では北海道のほぼ全域で停電が起き、道民の皆様が不便な生活に陥りました。現在も引き続き不便な生活を強いられている地域の皆様もおられます。1日も早い全面復旧を心より願っております。

ここで、犠牲になられた方々と御遺族の皆様に深くお悔やみを申し上げ、黙禱を捧げたいと存じます。

御起立をお願いいたします。

黙禱。

（黙禱）

○議長（村山修一君） 黙禱を終わります。

着席ください。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、3番高島讓二君及び4番宮腰實君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（村山修一君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日にしたい
と思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長(村山修一君) 日程第3 諸般の報告を行います。

北海道町村議会議長会主催の町村議会議員研修について報告がありました。

次に、羅臼町監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。資料は、い
ずれも議長の手元で保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長(村山修一君) 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを
許します。

町長。

○町長(湊屋 稔君) 第3回定例議会の御案内を差し上げましたところ、こうして全員
の御出席を賜りましたことを、まずもってお礼を申し上げたいと思います。

また、9月6日に起きました全道的な地震被害におきまして、多くの皆様が犠牲になら
れております。また、現在もなお復興に尽力を注いでいる多くの方々がいらっしゃいま
す。その方々に心からのお悔やみを申し上げるとともに、1日も早い復旧に努めていた
だけよう、心から願うものであります。

それでは、お許しをいただきましたので、行政報告5件を報告させていただきます。

1件目は、「化石浜付近における海難事故について」であります。

去る8月18日、羅臼側から知床岬に向かっていました東京都内の男子大学生2人のう
ち、お一人が同日午後4時ごろ、化石浜付近で高波にさらわれ、行方不明となる海難事故
が発生いたしました。

行方不明になったのは河野魁さん、21歳で、中標津警察署では通報を受け、19日朝
から羅臼海上保安署、中標津警察署、羅臼消防署、羅臼漁業協同組合の合同で、相泊から
現場付近まで海岸線及び現場付近海域の捜索が続けられ、翌20日に、現場付近でリュッ
クやテント、着衣等が発見されました。捜索3日目となった21日には、御家族も町内で
待機する中、ダイバーによる海中や浅瀬の捜索も加わり、タオル等が発見いたしました

が、本人の発見には至らず、この日で合同捜索は打ち切れ、その後は、羅臼海上保安署による通常業務の中で捜索が行われているところであります。

知床岬までは道路も登山道もなく、石浜を歩き、海岸にせり立つ岩壁を越えたりして進んでいかなければなりません。高い登山技術や判断力が求められることに加えて、重い装備を背負って数日間歩き続けられるだけの十分な体力も必要となります。

また、知床半島のトレッキングでは、過去にも観音岩付近で高波にさらわれ、遺体で見つかる事故が発生していることもあり、大きな危険とリスクが伴うことをしっかり認識していただくとともに、事前に危険箇所の情報を確認することや、注意事項を遵守すること、決して安易に入山することのないように注意をしていただきたいと思いますと考えております。

2件目は、公立高校配置計画の決定についてであります。

平成30年7月19日に北海道教育委員会へ要請しておりました、平成31年度北海道羅臼高等学校普通科学級増についてであります。北海道教育委員会では9月4日、公立高校配置計画が発表され、羅臼高校については、平成31年度の1学級増となり、来年度の募集は2間口80人となることが決定いたしました。このことにより、羅臼町は幼小中高一貫教育の取り組みをしているため、連携型の入試制度の中、羅臼高校に進学希望の子どもは全員進学できることとなりましたので御報告いたします。

今後行政と地域・PTA・学校などとの連携を密にして、地域子どもたちが元気に通う、魅力ある羅臼高校を目指してまいります。

3件目は、知床未来中学校落成記念式典及び祝賀会の挙行についてであります。

平成28年8月1日より新中学校の建設工事が始まり、平成30年4月10日に多くの皆様の臨席を賜り、羅臼町立知床未来中学校の開校式を挙行いたしました。

開校式では新校歌を披露し、中学校へ続く坂を羅臼大使、吉幾三さんに「無限坂」と命名していただきました。その後、羅臼中学校の解体、知床未来中学校の外構工事、歩道改良工事が平成30年11月末の工期を持ちまして完成となる見込みとなりました。

今後は、11月10日土曜日に「無限坂」の石碑の除幕式、完成した校舎並びにグラウンド等周辺施設のお披露目、そして公民館において、落成記念式典及び祝賀会を予定しております。

改めて議員の皆様には御案内いたしますが、御臨席を賜り、建設までに関係していただいた多くの町民の皆様とともに、新たに羽ばたく知床未来中学校を祝っていただけたらと考えております。

なお、今議会に式典の経費について上程させていただいておりますので、御決定賜りたくよろしくお願い申し上げます。

4件目は、北海道胆振東部地震に伴う停電の発生についてであります。

9月6日、朝3時8分に北海道胆振地方を震源とするマグニチュード6.7の地震で、厚真町では最大震度7を観測しました。この地震の影響により、道内の火力発電所が全て緊急停止し、北海道全域で停電が発生しました。北海道電力によりますと、火力発電がと

まったため、使用量と発電量のバランスが崩れ、周波数が乱れたことにより、発電所が壊れてしまう可能性があることから、全ての設備が緊急停止したとのことであります

当町におきましては、停電発生直後から職員が情報の収集及び必要な対応に当たっていましたが、復旧のめどがつかないことから、同日16時に停電対策本部を設置したところであります。

また、対策本部設置にあわせて、役場内には、避難所及び携帯電話の充電スポットを開設するとともに、八木浜浄水場が給水能力の低下により断水発生の可能性があることから、北海道に対し自衛隊派遣の要請を行いました。

電力の供給につきましては、病院、公共機関、避難所などの重要施設への供給回線が優先して行われ、当町におきましては、同日23時55分に診療所や役場を含む一部地域で停電が解消されました。

そのような中、翌7日15時には、八木浜浄水場に大容量の発電機をもう一台確保し、断水発生の可能性がなくなったことから、自衛隊に撤収していただき、停電警戒本部として、引き続き対応に当たっていました。

その後、22時15分には全町に通電され、全町で停電が解消されたことを確認できたことから、22時40分に停電警戒本部を解散したところであります

町民の皆様には、電力復旧までの間、大変な御不便をおかけいたしました。当初想定したよりも早く復旧できたことに安堵しているところであります。

なお、国からは、「大規模停電を避けるためには、道内全域で平常時より2割の節電を目指していただきたい」との協力依頼がありましたので、町といたしましても防災行政無線及び登録制メールによる節電の要請を行うとともに、役場庁舎内や関係施設におきましても節電対策に取り組んでいるところであります。国道や道道につきましては街灯の間引き消灯なども行われている状況でありますので、町民の皆様にはできる限りの節電に取り組んでいただきますよう御理解と御協力をお願いいたします。

5件目は、鮮魚取扱高についてであります。

お手元に配付をさせていただきました日報は、ことし9月9日付のものであります。主要魚種で見ますと、ホッケが昨年同期と比べ数量では増となっておりますが、単価が下がっていることもあり、これまでの全体では横ばいとなっております。マスは単価が上がっておりますが、昨年と比べても少なく、1億3,570万円の減となりました。スケソウにつきましても、数量半減で、金額で約3億円の減であります。タラ、カレイ、メンメ、エビ、ウニなどについては、ほぼ横ばいか若干の増であります。秋鮭はまだ始まったばかりですが、数量では横ばいで、単価が少し高く推移しております。期待をしておりました時鮭漁ですが、昨年の半数の水揚げにとどまり、1,300万円の減で終了を迎えております。

これまで、全体では数量、水揚げ金額ともに減少傾向にあり、最盛期を迎える秋漁に期待をするところであります。今後は、天候に恵まれ、事故や災害もなく、大漁で浜に活気

があふれるよう願っております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（村山修一君） 日程第5 一般質問を行います。

初めに、2番田中良君。

○2番（田中 良君） 通告に従いまして、2点の質問をさせていただきます。

まず1点目、羅臼町公共施設等総合管理計画について。

現在、13項目の公共施設と4項目のインフラ施設がある中、以下5点について行政の考え方と今後の施策はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

1番、町民文化施設の集会施設及び文化施設について、両施設の年間利用人数と利用状況（3年間程度）。施設利用に関する予防保全と施設の長寿命化計画はどのように考えているのか。

2点目、学校教育施設と子育て支援施設について、施設の長寿命化計画はどのように考えているのか。

3点目、運動、観光施設、公園施設、産業系施設について、施設の予防保全と長寿命化計画はどのように考えているのか。上記3施設で関連となる町の施策はあるのかどうか。

4点目、保健福祉施設の医療施設について、これも同じく施設の予防保全と長寿命化計画はどのように考えているのか。

5番目、行政施設、住宅施設について、施設の予防保全と長寿命化計画はどのように考えているのか。

2点目、町民還元バスの運行について2点お尋ね申し上げます。

利用状況は現在、どのようになっているのか。運行路線やバス停留所、待合所の増改修は考えているのか。

以上、2点につきまして質問したいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 田中議員から2件の御質問をいただきました。

1件目は、羅臼町公共施設等総合管理計画について5点の質問であります。

最初に、羅臼町公共施設等総合管理計画の基本的な考えについて御説明させていただきます。

人口減少・少子高齢化の影響により、社会福祉などに係る支出がふえることが見込まれる一方で、働き手となる世代が減少し、町の財政が一層厳しくなることが予想されておりますが、今後の社会・財政情勢に対応した持続可能な行政サービスを提供するために、これからの公共施設全般の基本方針を定めた計画となっております。

計画の中で基本方針三つを示しておりますが、一つ目は、個別の施設計画があるものについては、その計画に基づいて進めてまいります。新たな公共施設の整備は原則行わないこととするとともに、必要性の低い施設や経費負担が大きい施設などを積極的に整理、統合するとしております。

二つ目は、施設の劣化状況を定期的に点検し、適切に補修・改修し、既存公共施設の長寿命化を図ることとしております。

三つ目は、関係する地域住民や企業、周辺自治体などと協力・連携し、民間事業者の力やノウハウを取り入れていくこととしております。

以上、三つの基本方針に基づき公共施設の適切な維持管理が推進されるよう、庁舎内の管理職プロジェクトで具体的な実施計画について検討させ、平成30年度から6カ年の実施計画を策定したところでありますが、事業費総額が約35億5,000万円となっており、全ての事業を6カ年で実施することは、財政的にも厳しい状況にありますので、緊急性、法的に必要なもの、使用頻度、利用方針の明確性などにより優先順位をつけ、計画的に進めていくこととしております。

また、毎年度、管理職プロジェクトにより、実施計画の進捗状況の把握や計画の改善などについて提言をいただきながら、翌年度の方針を示して予算反映させていただく予定であります。

1点目は、町民文化施設の集会施設・文化施設について、過去3年間の利用人数と利用状況についてであります。

公民館は、平成27年度、1万2,123人、平成28年度、1万2,655人、平成29年度、1万8,261人で、主に各種研修や会議、講座、イベントなどで利用されております。

郷土資料館は、平成27年度、2,056人、平成28年度、1,940人、平成29年度、1,736人で、館内の展示室やレクチャールームの利用となっております。

八木浜町福祉館は、平成27年度、2,708人、平成28年度、2,747人、平成29年度、2,314人で、子育て支援センター及び子ども発達支援センターとして利用されております。

羅臼町コミュニティセンターは、平成27年度、4,640人、平成28年度、4,996人、平成29年度、4,178人で、文化団体や民間事業者、公共関連事業などで利用されております。

それ以外の会館やコミュニティセンターは町内会管理のため、人数の把握はされておられません。

次に1点目から5点目の質問で共通している、施設の予防保全と長寿命化計画の考えにつきましては、基本的な考えとして、本計画に掲載しております公共構築物の13項目全て同様であり、先ほど御説明いたしました。三つの方針及び実施計画に基づき計画的に進めていくこととしております。

その中で現在、優先的に進める主な事業につきましては、ユニバーサルデザインの考え方にに基づきながら、町民文化施設では公民館の耐震診断調査及び高齢者、障害者などに配慮したエレベーターの設置と車椅子用トイレ整備の検討、郷土資料館の屋根改修、各福祉館及びコミュニティセンターのあり方の検討。運動・観光施設では体育館の耐震診断調査の実施。産業系施設では農林漁業体験実習館の車椅子用トイレの整備、深層水給水施設の供給方法の見直し。学校教育施設では知床未来中学校の外構工事の実施、給食センターの設備等の適切な改修、修繕。行政施設では公共施設のLED化を年次的に推進、役場庁舎のキュービクルの交換。住宅施設では、平成25年度に策定した町営住宅等長寿命化計画の進捗と成果を検証しながら、今年度見直しをすることになっており、個別計画に準じた計画的な推進。教員住宅等については、使用していない住宅の売却や譲渡などの検討と解体予算を毎年350万円計上し、計画的な除却の実施。そのほか施設では、葬斎場は単独運営を継続させるための内部改修の実施。インフラ施設の橋梁については、平成23年度に策定した橋梁長寿命化修繕計画に基づいた推進。

以上が実施計画に基づきながら優先的に進めていく予定となっており、既に実施している事業もあります。

次に、3点目の運動・観光施設、公園施設、産業系施設の3施設で関連となる施策についての御質問であります。現在、体育館を単独で羅臼スポーツクラブらへ指定管理者制度を使用し、管理運営をいただいておりますが、計画の基本方針の三つ目でも説明したとおり、施設を効果的に維持管理するには指定管理者制度やPPP、PFIを活用することにより、コスト削減や施設機能とサービスの向上につながるものであります。それぞれの施設の機能や能力など施設のあり方などを検証し、検討してまいります。

続きまして、町内循環バスの運行について2点の質問をいただきました。

1点目の利用状況についてお答えをいたします。平成29年度の1年間の利用者数は、峯浜方面ダイヤで1万8,520人、岬町方面で1万9,759人、羅臼温泉線は7月20日から8月20日までの1カ月の運行ということもあり、1名にとどまっております。合計で3万8,280人の利用がありました。

本年4月からは中学校の統合もあり、知床未来中学校の生徒たちの通学をしっかりと支えられるように対応バスを確保し、運行台数をふやしました。また、高校生までを含めた児童・生徒の無料化も開始しております。このため、7月までの4カ月間で峯浜方面の乗車数は1万4,301人となり、既に昨年度1年間に迫る乗車人数となっております。岬町方面では9,854人、羅臼温泉線は7月20日から7月31日まで3名でありました。

本年度実績のある4月から7月までの4カ月間の乗車人数を前年同期と比較しますと、平成29年が1万3,764人、平成30年が2万4,158人と前年比1.75倍となっております。このうち、幼児及び児童・生徒が利用したと判断されるものは、平成29年度が58.32%であったのに対し、平成30年は92.33%でありました。

ただし、幼児及び児童・生徒数のカウントに当たっては、単純に平成29年は定期券利

用者、平成30年は無料パス券利用者を児童生徒数として扱っており、特に平成29年は、定期券を利用せずに乗車した可能性のある児童・生徒は含めていないため、割合の差は縮まると考えており、利用者の多くが児童・生徒であるといえます。

次に、2点目の運行路線やバス停留所、待合所等の増改築を考えているかとの御質問であります。

まず、待合所等の増改築や新設についてであります。道路沿線での町の土地保有状況や、狭隘な環境から、特に市街地では非常に難しいものと判断しており、現時点ではこれらの増改築を想定していませんが、このたび中学校統合では、学生の乗車が急増するに当たって、悪天候時に風雨をしのげるよう、阿寒バス営業所の待合所のほかに、ふくろうの郷ピロティー利用を初め、役場待合室の解放、新浜時計店駐車場の利用など民間事業所にも協力をお願いし、代替待合所を設けております。

1年を通じて、その利用実態を見きわめてまいりたいと考えております。

停留所の増設についてですが、これにかわる対応策として、阿寒バス株式会社では、乗降位置のフリー化を導入されております。利便性と安全な交通及び生活環境の両立が前提となっており、運輸局の許可が得られている区間は、羅臼町の場合、植別橋から春日大川間に限られているのが実態です。

現時点で、このような案件に関する要望は受けておりませんが、住民の皆様が町の交通実情を受け入れてくださっているというのが本当のところかもしれません。臨時便通年や、運行路線の延長についても、高齢化や少子化が進行する中であっては、利用者ニーズが高くなくとも交通弱者の足を確保するという理念に立つことが肝要と考えています。

観光来訪者の受け入れなどを含め、一体的に利便性の向上に向けていくことは難しいでしょうが、循環バスのあり方であったり、そのほかあらゆる地域資源やコミュニティーを連動させながら、トータルで交通弱者を支えてためのアイデアを探っていくことが必要であると理解しております。

さらに、将来に向かって、幼稚園や小学校の統合も検証している中で、児童生徒の足をどう確保していくかは差し迫った課題であり、車両の増便や運行コスト、運転業務員の確保などの難しさも含め感じております。限られた資源を活性させ、多くの町民に喜ばれる形を実現するために、慎重に進めなければならない重要な案件の一つと捉えているところであります。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） それでは、再質問させていただきます。

まず、第1点目で、町民の文化施設の関係で、先ほど公民館の利用と状況、郷土資料館の利用状況をお伝えいただきました。

まず、公民館につきまして、単独な施設でまことに申しわけありませんが、その辺のあたりでいいますと連動する、これは体育館も連動してきますけれども、かなり老朽化もさ

れてきて、この公共施設等管理計画を見ますと、随時ランク分けしながら改善を目指しているところがございますが、連携して使っていく形になろうかと思われま。というのは、体育館と公民館というのは隣り合わせで立っている建物ですし、今、建ててからかなり老朽化していて、これから今、耐震検査も当然もう終わったと思われて、来年度は今、町長がおっしゃったようにエレベーターとトイレ等の改善が進むかと思われるのですけれども、これに当たりまして、できれば町民の方々が利用するときに、今エレベーターをつくと確かに高齢の方々が利用が大変楽になるかと思われるのですけれども、施設の狭隘が、やっぱり公民館もそんなに広くないので、もう少し施設の有効利用というのですかね、スペース。これから、例えばエレベーターを外側につけたり、デッドスペースがかなり出ると思うのですよね。それで、できればそういうときに、今体育館が実は、入り口が上の渡り廊下だけになっていますよね。そういうところもあわせて、ちょっと総合的に1階から使えるような形も兼ねて考えていただきたいなと思うのですけれども、その辺のあたりの考え方として、今単独での計画書は上がっているのですけれども、これ先ほど町長からお答えが出たとおり、施設のには連携があるものは随時、利用度に応じて考えていくということなのですけれども。この辺のまず公民館、体育館のある場所で、どのように今後計画をしていくのかということがあれば、1点お伺いしたいと思うのですけれども。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） ただいまの御質問でありますけれども、回答の中にあつたように今年度、体育館、公民館の耐震化の調査を進めているところであります。結果がどういう形に出てくるかということもありますけれども、それによってどんな改修が必要なのか、それと今、話に出ておりますエレベーターあるいは障害者用のトイレをどの位置につけたらいいのかなど、そういったことを具体的にこの後詰めていきたいというふうに思っておりますので、今、議員から質問のあつた思いも、どんな形にできていけるか。あるいはさらに面積をふやせるのかなど、そういったところをしっかりと詰めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） 今、副町長から答弁があつたように、改修するとどうしてもエレベーターもつけたり何だりすると、若干狭隘になることが懸念されます。

私が今質問したのは、できればせつかく耐震審査の結果、今、副町長がおっしゃったようにどういう現状になるかはまだ見えないことなのですけれども、ぜひ前向きな考え方で有効利用できるような、利便性をもう少し図っていただきたいな。これは私たちも公民館、体育館を使っていると思うのが、どうしても狭い場所に公民館をつくって、体育館をつくってという形でやったものですから、ちょっと連携するには不便性もありますので、その辺のあたりと、あともう一つはぜひ障害者トイレをつけるとかと言っていたのですけれども、できればもう1ステップ考えて、福祉トイレ型に変えていただけないかと思うので

すけれども。なぜ福祉トイレかといいますと、病気をお持ちの方で、持病を持っている方で、これから来るユニバーサルの関係のやつに、コミュニティーの関係で来ると思うのですけれども、実はトイレを利用して、自分の治療のやつを洗浄とかいろいろなものを行う人たちも実際にはいるので、そういう人たちのためにそういうような衛生面も考慮した、ぜひトイレに切りかえていただきたいなと思います。それは検討のことで結構でございます。

続きまして、2点目なのですけれども、施設の長寿命化で1点から5点の中で、全てに町長の考え方、いわゆるこの公共施設の管理計画の中で、6年間で約35億5,000万円という大きなお金がかかる計画で進んでいます。この中で、6年間ということなので、急ぐものから随時、改修等、長寿命化を図っていくと考えられます。

その中で、特に聞きたいのが、教員住宅と公共施設の住宅等が売却とか譲渡などで、または解体をしていくということでやっていく形になると思うのですけれども、今羅臼町でまだ空き家バンク登録、実際には調べたところ1件もありませんよね、当然。土地は、空き家の土地についての利用は数件ほどあるかと思うのですけれども、こういうようなところで、本当にこれは空き家バンクとして登録できないのかなと思っているのですよね。

実は、羅臼の住宅というのはかなり年数もたっていますし、改修費用もかなりかかると思うのですよ。一般の、例えば町外の人方に体験宿泊とかいろいろなことを、施策をしようと思ったら、結構な費用がかかると思うのですが、そういうこともあわせて考えているのかどうかということをお聞きしたいのですけれども。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） ただいまの羅臼町が所有している教員住宅あるいは職員住宅のあり方でありまして、残念なことに職員住宅等の昔の木造の家屋でありまして、相当年数がたっているということで、このまま放置すると、ただただ腐り果てていくというような状況の建物が多いというのが現実でございます。

そういうことから、危険を伴うような住宅については、毎年町長が答弁したように350万円を毎年計上しながら取り壊しを進めると。しかしながら、町民の中で以前にも実施をしたのですけれども、岬町地区においては家屋、職員住宅、土地をつけて、3世、4世のための住宅確保ということで地域住民からも随分要請があったところでありまして、現実に売り払いを試みたところではありますが、1件の要請もなかったということもありまして、これらも含めて相当古い建物については、やはり取り壊しをせざるを得ないという状況でございます。

また、使えるものにつきましては、公共的な団体の職員に貸しつけをしたりというようなこともございまして、今空き家バンクで登録しながら使えないのかという御意見でありますけれども、できる限り使えるものは温存していきたいとは思いますが、なかなかそういう状況の建物にないということでもありますので、今後状況を見ながら除却、あるいは緊急的な住まいに使えるというようなところはそういう利用の仕方、そういったこと

を見きわめながら今後、政策に当たりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひ、確かに古いのですけれども、使えないとも限らないので、ちょっとその辺のあたりは十二分に検討して、ただ壊すのではなく、もう少し一歩進んで使えるように、民間に売却することも考えながらやると、意外と今のネットとかそういうので応募すると、意外と出る可能性もありますよね。羅臼町に住みたいという人たちも、結構羅臼は人気がありますので、住みたいという形で。ただ、土地とか建物を手に入れるというのが大変難しい状態になっていると思うので、そういうことをあわせて考えていってほしいなと思います。

この公共施設の設備等管理計画に当てはまるかどうか、ちょっとこれ1件わからないのですけれども、今これからやろうとしている公営住宅につきましてちょっと1点、関連事項で質問させていただきたいのですけれども。今、緑町地区の公営住宅の新設等、地質調査等を今進めているところなのですけれども、町長の先ほどの答弁にありました狹隘の羅臼町の中で考えられている施設を今、公営住宅とかいろいろなものをつくるのですけれども、ぜひそのときに、前回、私たち議員のほうにもこのような計画程度という素案みたいなものは出てきました、計画書として。ただ、その中で1点、ちょっと気になったところが、せっかく公共施設ですから、あの緑町の地区なのですけれども、もう少し有効利用することを考えていただけないかなと思ひまして、なぜこれを申しますかといいますと、今の住宅の現状で建てていくと、多分3カ所程度に分散していくという形で町のほうは考えていらっしゃると思うのですけれども、できれば総合的なことを見地から考えれば、集約型にさせていただいて、いろいろな残った空き地が公共施設の代替地として利用できるのではないのかなというふうに考えているのですけれども、その辺のあたり町長がどのようにお考えしているのかちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 今、公共施設の長寿命化ということでいろいろ御質問も受けているところでございますけれども、町営住宅につきましては町営住宅の長寿命化計画、これを今見直しをしている最中でございます。中間報告が上がっておりますので、今、議員が質問ありましたようなことも含めて、今まとめている最中でございます。

したがって、この議会が終わった後、少し時間はかかるかと思いますが、議員の皆様方にこの町営住宅長寿命化のこの計画について、詳細を説明したいという時間を持ちたいというふうに思っておりますので、その折に今の中間に出ておりますこの計画について、皆様方の御意見も賜りながら成案にしていきたいというふうに思っておりますので、その節はよろしくお願いをしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番(田中 良君) ぜひ壊すところばかりではなく、実は公営住宅でありますと7号棟からですか、セラミック型の住宅は当然改修して長寿命化で考えて改修して使っていく形になろうかと思われま。まだまだあちらのほうの住宅については使える状態にありますし、当然その後建てられた各町内にある公営住宅は、その後建てていますから当然使える形になっています。

そして、なおかつ今、副町長がおっしゃったように、整備、修繕しながら使うということなので、ぜひ十二分に検討しながら、あとできれば、こういうような新しい公営住宅をつくるに当たっても、町民からの御意見を拝聴できる機会を与えていただければありがたいかと思ひます。

以上です。それは説明はいらひないです。

続きまして、町営バスなのですけれども、運行状況で先ほど町長から説明があつたように、確かに4月から7月までで実は大変な伸びになっています。なぜ利用人数を聞いたかといひますと、先ほど町長が答弁されたように中学校が1校化になって、学生が利用する形になりました、中学生が。当然、人数は延べ人数で極端にはね上がっていくということは当然のことですし、町でバスも新しく購入しまして、通学バスとして使っているのは十二分にわかつております。

その辺であえて質問したといひるのは、まずこの2点目にあります路線の考え方はないかといひことなのですけれども、実は今の通学バスにつきましては、実は高校、上のほうから来ますと、高校でとまって、小学校でとまって、多分富士見町でとまる形が路線型でなつていると思ひのですよ。当然、子どもたちが乗っています。おりる時間もかかります。想定外に通学時間が多分かかっているのではないかと思ひのですよ。今のこの4月から9月までの夏の状況でこれです。万が一、冬の状況になったときは当然、時間も遅くなります。一番、上側から出ると、副町長も上側のほうに住んでいますから、かなり早い時間に子どもたちはバスに乗っているのですよね。当然、峯浜から乗るのですから、かなり早い時間になります。この辺もあわせて、この対応をやっぱり考えていかなければならひかと思われて、岬町もそうなのですよ、実は。中学生が先におりますけれども、逆に今度は小学生、高校生がおりていく形になります、通学バスにつきましては。そうなると、またそういう形で路線バスにつきましては、ちょっとその形をお伝えいたひきたいと思ひのですけれども、その辺はどのように考えているか。

○議長(村山修一君) 学務課長。

○学務課長(平田 充君) 今の小中高のバスの実態につきましては、実際には峯浜の子どもが大体1時間くらい通学に要しているといひ状況で、今4月の段階では約10分くらい前に新浜時計店の前に皆さんがおりるといひ形で、学校に行くまでの時間といひのがぎりぎりだつたといひ状況があつたのですが、今は、最近はなれてきて、20分くらい前には到着して、10分前には学校に着いているといひ状況なのです、阿寒バスに確認したところ、冬に関しては雪道になるといひこともあつて、もしかするとさらに10分く

らいおくれるかもしれないということですので、教育委員会としては今後12月、11月に時間の変更ができるのであれば、さらに10分ぐらい早めて運行してほしいなという考えではありますが、それを10分延ばすことによって、峯浜地区の子どもたちがさらに10分早くバスに乗って移動しなければならないという状況もありますので、その辺のことも含めて、学校の開始の時間を多少ずらすことができるのかどうかということも含めて、今少しずつ検討している最中ではあります。

以上です。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） 実はバス路線の変更は今年なのですよ。阿寒バスさんも陸運に出す申請は9月なのです。ですから、もう出していないと間に合わないわけです。当然、私が言っているのは、確かに子どもたちは今、中学生についてはぎりぎり間に合うようになっております。ただ、余裕のない通学をさせてどうなのかなと。もう一つの手段はあるのではないかという気はするのですよ。実は峯浜地区の場合、やっぱり春日・幌萌地区からさらに10キロほど遠くなります。そういうことを加味したら、人数は失礼ですが少ないと思います、その子どもたちに対してのバスの使い方を考えるということも可能ではないのかなと。ただ、それにつきましては運転手、阿寒バスさんのほうも運転手の人数とかいろいろなことがありますから、その辺のあたりも踏まえながら考えてあげたらどうかという気はします。

ただ、それを早急にいついつからやれということは、これは至難の業なのですぐはできません。でも、これはやっぱり子どもたちのことを考えたら、将来のことを考えてみますと、やっぱりこの辺はちゃんと把握しておかないと、やっぱり路線バスを使わせていく以上は、これは仕方がないのかなと思うのですよ。その辺のあたりをちょっと十二分に検討しながら、この質問に関してのとりあえず答えはいいません。今どうこうできますという話には絶対ならないと思いますので、検討することを念じて、してもらおうということだけの確認をちょっとお願いしたいと思うのですけれどもよろしいでしょうか。

○議長（村山修一君） 学務課長。

○学務課長（平田 充君） 今の返事はいいないということだったのですが、実際に阿寒バスさんと話していて、9月で路線バスの時間というのは聞いていました。ただ、冬の間変更というのは、また再度12月もしくは3学期に向かってできるという返事をいただいていますので、そこで全てうちにあるのは路線バス、通学バスではなくて路線バスではありますが、時間変更できると少し余裕を持った通学ができるのかなというふうに、教育委員会の中では今押さえている状況です。

以上です。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひそのように、子どもたちの利便性、当然幼児から高校生まで、実はバスに乗っているの、かなりの年代層が乗っているのですよ、実は。今バスに

乗っている子どもたちに聞きますと、みんな譲り合いの精神で高校生方が小さい子どもたちをカバーしながら乗っているというのは、すごいほほ笑ましいことですし、すごくいいことだと思うのですよ。ただ、やっぱり子どもたちの狭隘な、やっぱり劣悪な通学手段というのは少しでも和らげてあげたいと思うのは町民の意思でもありますし、ぜひその辺のあたりを考えながら。

あと、私が町中で見ていますと、実は停留所でお待ちの高齢者の方が結構おられます。羅臼は停留所、座って待てる場所というのは、先ほど町長から答弁をいただきましたふくろうの郷、あと新浜時計店の前ぐらいなのですよ、実は。市内で、停留所で座って、ベンチがあって待てるような場所というのは。ぜひ、これにつきましては役場とかいろいろなところを解放しているとはいっても、学生はわかっているのかもしれないけれども、一般町民の方はほとんど知らないで、阿寒バスさんが乗車フリーというのは今、何年も前からやってくれて、手を挙げればタクシーと同じようにバスはとまってくれます。ただ、荷物を持ちながら歩いているお年寄りの方もおりますし、町長の答弁のこの公共施設の整備の中で、新しい施設については考えていないと言っておりましたが、ぜひ町の中心部で子どもたち初め、御老人の方、一般の人方、バスを利用する人たちが待てるような場所を頭の中に描いていただきたいと思うのですけれども、その辺のあたりはどのように考えておりますか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの御質問でございます。

当然ながら、これから寒くなる時期に当たっては、停留所の前でお待ちいただく場所がないというのは御指摘のとおりだというふうに思っております。それも一部しかないということでもありますので、今現在、考えられることとしては、やはり役場のロビーを利用していただくですとか、また今診療所なんかで診療に来て、そのままバス時間までいらっしゃる方もいるようなことは聞いておりますけれども、できる限り役場であったり公民館であったり、近くの暖の取れる場所であったり、休憩のできる場所を利用していただくというのが今現在できることなのかなというふうに思っております。

また、そのバス停の前に、バス停のすぐ近くに待合所を設けるということについては、実は羅臼町の保有している土地がないということもあります。そんなこともあって、また御存じのとおり役場の前の通りというのは非常に狭い通りになっておりますので、そのような中で新しくそれを新築するということは、非常に厳しい状況にあるということも御理解をいただきたいと思っておりますので、さらに役場のロビーが使用できます、公民館が使用できますということについては周知をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひその周知を、多分一般の町民の方は役場の前でバスに乗るなどと思っていないと思うのですよ。学生は多分、学校から通知があれば役場の前とか、今実際にはふくろうの郷さんのところで待っていたりしていますから乗れると思えます。

ぜひ例えば今、町長がおっしゃったように、公民館にいます、役場にいますといったときに、バスの運転手さんたちにわかるような方法をちょっと検討していただきたいなど。そうすれば、バスは素通りではなく、とまって乗客が目視できるところにとまって、多分待つと思うのですよ。そうすれば、有効利用もできますし、その辺のあたりのアイデアをちょっと、町民と先ほどいろいろな話をしながら今後検討していくということを考えていらっしゃるのであれば、そういう一つの方法もあろうかと思われまので、もっといい方法がもしかしたらあるかもしれません。例えば信号機みたいに、青だと乗りますよと。赤だと乗りませんよというふうな形で切りかえたりということもできるかと思えます。ただ、それをいたずらされたりすることもありますから、いろいろなマイナス面もありますから、そういうことも踏まえてちょっと考えていただけるように。

あと、ぜひ高校生方もやっぱりこの少ないバスを、便数の少ないバスを子どもたちは使っていきます。実は小学校の子どもたちも、岬町地区に帰る子どもたちは、実はバスを雨風の中、外で傘を差して待っている状態になっています。その辺のあたりもちょっと改善していただければ。特に小学生は1年生から6年生までの低学年もいますし、そういうこともやっぱりちょっと配慮しながら考えていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの御意見であります。

当然ながら、町民が利便性よくといいますか、使っていただける、また学生たちにそういった環境の中で乗降できるような環境をつくっていくというのは当然のことです。ただ、先ほど言ったようにいろいろな条件がありまして、難しい面もありますけれども、できる限りのことは努力はさせていただきたいと思えますし、また今後、先ほどの話もありますけれども今後、今計画をしております幼少の一元化、まだこれは検討中でありましても、そのようなことになる、そういった計画の中で、子どもたちの通学についてはしっかりどういった対応をすべきかということも含めまして、しっかり検討した上で決定をしていかなければいけないという姿勢にあることは御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひ検討のほうをよろしくお願いいたします。

中学生が、先ほど町長が行政報告の中でありました、せっかく知床未来中学の坂に無限坂という坂のネーミングをしました。子どもたちにとっては、かなり過酷な坂だと私は思います。大人でもあそこを富士見町からおりて、中学校まで上がるというのはかなりきついです。でも、あるからにはそこへ行かなければならないので、やっぱり行くに当たってもいろいろな利便性を図ったり、中学生ばかりではないのですけれども、やっぱり高校生方も実は待合所もないところで待っていたりしています。

やっぱり、そういうことを踏まえてみますと、やっぱり何かの打開策をつくってあげな

いと、暖かい夏場はいいのですけれども、これから冬の厳しい時期に入ってきます。子どもとすれば、何か身を隠せるところがあれば、実際に高齢者の方、地元の方のバスを利用する人たちと一緒にいろいろな連携もとりながら、そういうことでお互いに思いやる気持ちも育まれるのかなと思われまじし、あとはやっぱり私たちも高齢化になってきますと、免許を返上したときに、一番先に考えるのがやっぱり路線の足なのです。タクシーも少ない。バスも少ないとなれば、やっぱり交通手段としてはその辺のあたりが近い将来、運行バスというのでしょうか、町の循環型の小さな車を走らせるかという、そういうような捉え方がコミュニティーの使い方という形が出てくる可能性もありますし、やっぱりそういうようないろいろな検討の方法もあるかと思われるので、ぜひこの公共施設の長寿命化とかいろいろなことをやる間の中に、ちょっとそういうところの意見を取り入れながら、広域で考えていただければ、この計画書に関しては、一つ一つが全部点なのです、実は。計画書については、やっぱり一つ一つの施設についてのみ書かれているので、今回町長から私全部、五つの質問に同じ質問をしました、長寿命化はどう考えているのだと。というのは、やっぱりこの施設というのは単独施設では実はないのですよ、公共施設というのは。やっぱりオーバルで考えて、いろいろなところにつながります。農林体験実習館も観光地としても使えます。観光の要所ともなります。当然、障害者対策のトイレにするとかバリアフリーにするとかということをやっておりますが、ただ、それをやることによって観光にも使えたり、いろいろな産業にも使えたり、両方もしくは三方で使えたり、いろいろな方に使えるようなことを、今後、新しい公共施設ができないという町の考え方ですから、特に教育関係の施設、体育館とかそういう施設というのは今後、コミュニティーで使う形になるので、ぜひコミュニティーで使いやすいような対応策を考えていただきたいなど。

町民に何かを協力してということがあるのであれば、やっぱり私たちもそれに対しては足を運んで回っていきたいと思いますので、ひとつそのあたりをよろしくお願ひしたいと思ひまして、私の一般質問はこれで終了させていただきたいと思ひます。

○議長（村山修一君） 以上で、2番田中良君の一般質問は終わりました。

ここで11時15分まで休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（村山修一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、町長より発言を求められましたので、これを許可します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） お時間を頂戴いたしまして、先ほど行政報告をさせていただきました5件目の鮮魚取扱高について、私の資料の不備によりまして、若干説明で違うところがありましたので、再度訂正部分を報告させていただきます。

先ほど報告したホッケにつきましてですけれども、約5,800万円の増となっております。また、マスについても昨年度と比べ7,000万円の増でございます。また、スケソウ、タラ、カレイ、メンメ、エビ、ウニにつきましては、昨年とほぼ横ばいの状態でございます。また、秋鮭につきましては先ほど少なくなっているというお話をさせていただきましたけれども、量的には倍増しているということでございます。

したがって、総体で見ますと水揚げ高は4億円の増となっております。改めて訂正をさせていただきますというふうに思います。大変失礼をいたしました。

○議長（村山修一君） それでは、一般質問を続けます。

次に、4番宮腰實君。

○4番（宮腰 實君） 大変うれしい訂正をいただきました。

私は、我がまちの北方領土対策について御質問いたします。

まず1件目は、現在、日本政府は北方領土における共同経済活動を強く打ち出しておりますが、このことに関し、羅臼町としてどのように考え、どのように対処していくのか。

そして2点目、北方領土に隣接し、漁業生産、町民生活に大きな影響を受けている自治体といたしまして、これからも政府や関係機関に対し、我がまちにとって有用と思われる発言を積極的に、近隣と共同で、また独自にも発信していくべきと考えておりますが、お考えをお聞かせください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 宮腰議員から、北方領土対策について2点の御質問をいただきました。

1点目は共同経済活動に関して、羅臼町としてどのように考え、どのように対処して行くのかとの御質問であります

平成28年12月に行われた日口首脳会談において「元島民の方々のふるさとへの自由な訪問」と「北方墓参」や「四島において共同経済活動を行うための特別な制度に関する協議」の開始に合意されたことを受け、北方領土隣接地域振興対策根室管内市町連絡協議では、隣接地域が置き去りにされないよう共同経済活動実現に向けた要望書を作成し、平成29年3月に関係省庁や関係する国会議員、道庁等へ要請活動を行っております。その後、国の主導により、北方四島へ官民現地調査団の派遣や航空機を利用した特別墓参などが実施されております。

さらに、平成29年9月に行われた日口首脳会談では、共同経済活動の早期に取り組むプロジェクトとして、1、海産物の共同増養殖プロジェクト、2、温室野菜栽培プロジェクト、3、島の特性に応じたツアーの開発、4、風力発電の導入、5、ごみの減容対策の5件の候補を特定し、関係省庁が参加した作業部会が開催され、議論が進んでいると聞きますが、プロジェクトの実現に向けた具体的な内容は公表されておられません。五つのプロジェクトの中で風力発電の導入につきましては、北方四島は知床と同様に非常に豊かな自然環境を有する地域であり、希少な野鳥や猛禽類も確認されており、バードストライクな

どの事故も考えられますので、北方四島での風力発電はふさわしくないと感じております。

また、共同経済活動は四島側の社会的な課題の解決を通じ、四島住民との信頼関係が一層強化され、日ロ双方に有益なものとなり、北方領土の解決を通じた平和条約の締結に結びつけることが重要であります。

さらに、北方四島の玄関口・交流拠点である隣接地域1市4町が中心的な役割を担っていくことが大切であり、隣接地域の産業や経済活動などが活性化されるよう進めていく必要があると感じておりますが、共同経済活動を通して北方領土問題の解決に寄与し、元島民の権利を侵害することがあってはならないものであり、北方領土問題が置き去りにされないよう元島民の思いに寄り添って進めていかなければならないと考えております。

今後も、北方領土隣接地域振興対策根室管内市町連絡協議会や北海道など関係機関と連携を図りながら、共同経済活動の推進と北方領土返還に向けた取り組みを進めてまいります。

次に2点目の北方領土に隣接し、漁業生産・町民生活に大きな影響を受けている自治体として、政府や関係機関に対し、我がまちとして有用と思われる発信を積極的に共同で、または単独に発信していくべきではとの質問であります。

宮腰議員御指摘のとおり、北方領土問題により漁業生産や町民生活には非常に大きな影響を受けているものと認識しております。これまでも、ロシア船のトロール漁法による水産物の減少や、漁業の被害など甚大な被害を受けておりますが、ことしは北方四島周辺水域での国境警備局による安全操業全船が臨検を受け、長時間の拘束を受ける事態が発生し、漁業者が安心・安全に操業できない状況がありました。

また、根室海峡を漁場とする標津町や別海町においても、ロシア船の操業による影響が及んでおりますので、羅臼町単独で行っていた要望活動を近年は3町合同で行っているところであります。

このほかにも、隣接地域には北方担当大臣のほか、沖北委員会、自民党北方調査会、内閣府関係者道議会北方対策特別委員会など多くの国会議員や北方領土関係者に訪問していただく機会があり、その都度、羅臼町の現状や課題などについて説明させていただき、北方領土問題や水産業、観光など地域経済に関しての提案や要望をしており、結果として、北方領土問題を日本国全体の問題として捉えていただくため、より多くの若い世代の方々が教育旅行や修学旅行で隣接地域へ来て、直接目で見て、肌で北方領土を体感できるよう内閣府の「北方領土を目で見る運動」の補助金が今年度から増額されております。

さらに、一般の方々にも北方領土の啓発とあわせて、隣接地域へ来ていただけるよう内閣府が主導となり、北方領土隣接地域の訪問客拡大に向けた取り組みを展開しているところであります。

今後も北方領土問題や地域経済の活性化に向け、積極的に発信するよう努めてまいります。

○議長（村山修一君） 宮腰君。

○4番（宮腰 實君） 私は昨年6月に択捉島へのビザなし訪問に参加いたしました。あいにく荒天のために上陸できたのは1日のみでございましたけれども、洋上からずっと見ていたのです。そして、上陸いたしましてからも、その択捉島の大自然の雄大さに心を打たれました。

羅臼の漁業も観光も、この大自然に域をしております。共同経済活動が乱開発につながらないように、もっともっと羅臼というのは声を大きくしなければいけない。最も直接的に影響を受けるまちなわけですから、人任せにはできないのです。

開発は、主要漁港の防波堤建設、それから幹線道路の整備ですか、何より上下水道の整備は必要だと思います。でもまだ垂れ流しています。そして、ごみの焼却所ですね。そういう建設内にとどめるように声を上げて、そして大自然を残すぞと。そのことによって漁業も永続的に続くのだ、それから観光も続くのだ。北緯45度付近に残された現生の自然は世界の宝であります。世界の人類の宝であるということを常に心に置いていただきたいと思います。

先ほど積極的に我がまちのことを発信するべきだとお話ししました中に、国後や択捉島で、私が参りましたときに、日本では絶対航行が許可されないであろうという老朽船をたくさん目にしました。また、沈船がそのまま、少し鉄が売れたので何ぼか片づいたのでそうですけれども、沈船がそのままいまだに赤さびのまま放置されています。そこに出入りの邪魔にならないところには放置されています。

もし、その老朽化した船が羅臼の沿岸に座礁して、燃油等の流出があったならば、影響は甚大であります。こういうこともどんどん発信していかなければわからない。先ほどお話にありました五つのプロジェクトの中で、風力発電の導入なんていうのは出てくること自体が、国の企画の中に出てくること自体がこのことをよく理解していないということの一つのあらわれだと思います。

大分前になりますけれども、サハリンのモネロン島というところで大韓航空機事件、撃墜事件がございました。その際、2日目と記憶しておりますけれども、さまざまなのが既に漂着いたしました。ウトロ海岸、羅臼海岸。つまり、知床は流氷がもたらす豊かな海として知られていますけれども、サハリンでの原油事故などがあったならば、同じその海流に乗って、たちまちに被害が及びます。

このような危機感も常に訴え続けるべきだと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいま宮腰議員のほうから御指摘のあったとおり、非常に多くの懸念事項といたしますか、向こうのといいますか、あの島の今の現状を捉えたときに、今おっしゃったような今後万が一起り得るような可能性というのは否定できないというふうに考えておりますし、そういったことをしっかり発信をして、知っていただくということについては全く同感でございます。

○議長（村山修一君） 宮腰君。

○4番（宮腰 寛君） 実は北方四島、ロシアにとりましては択捉島や国後島というのは本国から最も離れた辺境の地であります。数年前に皆さん御記憶と申しますけれども、国後島で長期間にわたって爆弾の処理が行われていました。どかん、ばたんという音がしていましたよね。そして、光が見えたとか見えなかったという話もあります。

また、択捉島に大量の廃棄されたミグ戦闘機が山のように積み上げられている写真も目にすることがございます。

核廃棄物などの手に負えなくなったロシアの廃棄物を取りあえず辺境の島々へということになったならば、風評被害だけで一瞬にして我がまちは崩壊してしまいます。ぜひ、そうならないように声を出し続けるべきだと、常にこういう危険にさらされているのですよというお話を、機会あるごとに声で発信していただきたいと思うところであります。

ちょっと危機的なお話ばかりいたしましたので、少し夢見るようなこともという、先ほどのお話の中に、御答弁の中に、北方領土を目で見る運動というのがございました。目で見て実感できる北方領土をぜひ実現するために、まず無害通航という国際法がございます。この国際法に照らして、まずは無害通航での可能性を日ロ間で協議するように外務省とロシア側に働きかけてみてはいかがでしょうか。無害通航というのは、全ての国の船舶は、他国の領海において無害通航権を有する。無害通航権というのは、沿岸国の平和、秩序、または安全を害しない航行と定義されて、これが国連の海洋法条約の第19条にあります。

このことを外務省に働きかけて、具体的にはその入域と出域のときに、今の安全操業と同じで3マイルまで入るよと、無害通航だよと連絡することによって、若干の自然保護協力費などを支払うことで、ロシアがもしかしたら何も全くただ通るだけならいいよとってくれる可能性があるかもしれない。もし、そのことが実現したならば、例えば北方領土を見る、ごく3海里くらいから見られる修学旅行誘致の目玉になります。それから、中間線をまたいでいけるエコツアーの可能性がぐんと高まります。何より、元島民が好きなときに本当に島の近くまで行けるということです。今、千島歯舞連盟ですか、北海道庁ではビザなし訪問に対する条件、資格の一つとして基本的に自立歩行できることというのを求めていますけれども、もしこれができれば若い先短い元島民が少しでも、一歩でも二歩でもそこに近づけるのではないかというふうに考えます。

また、語り部の養成にも、ちょうどこの船に人々が乗って行って、そしてその修学旅行生に、あるいはツアーの参加者に本当の生の声で聞かせたならば、そして、その話を聞いた2世、3世が次の語り部として仕事できるのではないかというようなことも考えております。

こういう可能性について、声出してみただけかどうかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの宮腰議員の御質問でありますけれども、無害通航の可能性ということであろうかと思えます。また、その後にお話をいただいた、観光船の中間線を越えての通航ということでもありますけれども、このことについては実は昨年から事あるごとに国のほうへは要請を行っております。当然ながら、羅臼町として、この経済活動の一環であったり、またはこの目で見ると北方領土の運動に関して、今見えない線が引かれている中間線を越えて、観光船が北方領土の近くまで行って、できる限り近くまで行って修学旅行や教育旅行の生徒たち、または一般の方々に見る機会を与えていただきたいということについては、前から要請をしております。先日、大臣や要人の方がたくさん訪れておりました。その中でも、このことについてはしっかりとやってほしいのだということについて、強く要請をさせていただいております。

また、その上陸をする観光というものがこの経済活動の中でうたわれております。いろいろな情報が入っているので、どれが確かかというのが私どももつかんでおりませんが、上陸をする観光ではなく、しないでそこから見る観光というのがこの隣接地域には非常に有効に働き、また返還運動にもつながっていくだろうというような思いの中から、洋上からの観光といいますか、返還のための目で見ると運動というところを強く推進しているわけでありまして。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 宮腰君。

○4番（宮腰 實君） 以上、申し上げてまいりましたように、このまちは非常に北方領土と直接影響を受けるところであります。ですから、そのことを強く、本当にどこまで理解してもらえているかということを繰り返し繰り返し話していかないと、何となく感覚的な捉えだけでもって、大自然があるのでしょうか、よかったねみたいな感じではないかと、実際にこのことにかかわる役人の方ですとか、大臣たちですとか、議員の皆さんが本当に腹から肌で感じてもらえるように常に声を出していかなければいけないと思っております。この北方領土がいい状態で残されることを祈念しております。

ありがとうございました。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） この北方領土問題については、この隣接地域の非常に重要な問題であるということはいふまでもないというふうに思っておりますし、またこの地域にとっていかにこの問題があることによって、ここ戦後73年間非常に疲弊をしてきている、いろいろな問題を抱えながら頑張ってきているということは当然のことです。このことに対して、国がしっかり認識をしていただける、そういった働きをやはり隣接地域、または羅臼町からもしっかり声を上げていかなければいけないというのは、当然ながら同感でありますし、当然のことだというふうに思っております。

ただ、この今国が進めているいろいろな経済活動に関しましても、非常に私どもは置き去りにされているのではないかというような懸念も、実は感じているところであります。

情報が入ってこない、国が先行して進めていく、地域には何の意見集約もない中で、どんどん決まっていってしまうことが懸念される。このことについては、しっかりと国に対して口を開いていかなければいけないですし、この地域にとってよくないことについては、これはよくないのだということも進めていかなければいけないし、それをまた推進をしていく側、国会議員の方々、または省庁の重要なポストにあるの方々には、私は昨年、北方領土2月7日に全国の大会に出席する機会を与えていただきました。そこで、スピーチをさせていただく場がありましたけれども、そこには総理大臣、または各大臣が総勢多くの方々が壇上におりました。または、会場に多くの国会議員の方々がいらっしゃいました。そこで話させていただいたのは、地域の現状を目で見ていただきたいと。国会議員704人いらっしゃいます。その方々が国会議員になったら、必ず一度は現地に訪れて、この島を見ていただく。この島の現状を元島民の方々からしっかり聞いていただける、そういったことは本来であれば義務化していただきたいというくらいのお話をさせていただきました。そして、現状をわかった上で国策として、政策として進めていただきたいのだということ国立劇場の壇上の上でお話をさせていただいております。

そんなことで、今後も元島民の方々の思いというものが第一でありますし、このことが北方領土問題の解決につながるのだということ念頭にしっかり入れながら活動してまいりたい、声を上げていきたいというふうに思っております。

皆さんにも、議員の皆様にもぜひとも御協力をお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 以上で、4番宮腰實君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩します。

午前11時40分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（村山修一君） 午前中に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、6番坂本志郎君。

○6番（坂本志郎君） 通告に従い、一般質問いたします。

質問テーマは2件です。

まず1件目、産業振興に関してお伺いします。

2定6月定例会において、同じテーマで質問をしましたが、町は地域資源を生かした活力ある産業のまちに向けた町民参加型推進体制を構築するため、現場のニーズに沿った施策の検討や、人材育成の場として5月30日に羅臼町産業振興審議会を設置し、関係プロジェクトを含め、広角的に実効性のある事業を推進する組織体制を確立したと答弁されました。

今後、産業振興審議会を軸に、具体的事業の検討に入るとのことですが、この審議会及びプロジェクト会議の進捗状況と具体的事業実施に向けた基本スケジュールについて、お答えください。

また、地域活性化を目的とした地域循環型経済の施策として、私が提案した住宅リフォーム、店舗リニューアル助成制度について、町は予算化する上で厳しい財政状況はあるが、地域活性化の視点から住宅リフォーム制度の創設は町内経済の活性化など多くの効果が見られるとし、財源も含め再検討するとの答弁がありました。その上で、もし新年度より実施するとなれば、早急に具体化が必要と考えるが、現段階での検討状況をお伺いします。

次に、まちづくりの大事なテーマとして、広い意味において、私は多くの町民の皆さんは、温かい心の通い合う、みんなが生き生きと暮らせるまちを望んでいると思います。その意味において、ユニバーサルデザインのまちづくりが必要と思いますが、町の考えをお伺いし、再質問を留保し、1回目の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 坂本議員から2件の御質問をいただきました。

1件目は、産業振興に関して2点の御質問であります。

1点目の羅臼町産業振興審議会及び産業振興プロジェクト会議の進捗状況と事業実施までの基本スケジュールについて、答弁させていただきます。

5月30日に、羅臼町産業振興審議会を設置後、作業部会としての位置づけであります産業振興プロジェクトメンバーの推薦を産業審議会の方々に依頼し、その間、6月22日に知床らうすの未来を考えるアンダー60創造会議、7月5日に知床らうすの未来を支えるオーバー60協力隊をそれぞれ開催し、今年度の会議は産業振興を切り口に進めていくことを説明させていただき、御了解をいただきました。

7月18日には、産業振興プロジェクト推薦メンバーにお集まりいただき、第1回目のプロジェクト会議を開催。会議ではプロジェクト会議の趣旨、スケジュールなどを説明し、御理解いただきましたが、初めての試みでもあり、メンバーの中には各団体に対しての遠慮や発言を控えられている場面も見受けられましたことから、現在、役場と各団体との個別面談を実施し、各団体が抱える課題や各団体への要望などを聞き取りしているところであります。

今週末には、第2回目の産業振興プロジェクト会議を開催し、聞き取りした内容をもとに事業連携が可能なところからコーディネートして会議を進めていくと報告を受けています。

現時点では、具体的な事業についての提案はされておきませんが、プロジェクト会議などですぐに実施できるものと、予算をつけて組織の承認を得て実施できるものなど、事業提案に期待しているところであります。プロジェクト会議より事業提案され、産業振興審議会においてしっかりと事業実施を判断してまいりたいと思います。

続きまして、2点目の住宅リフォーム・店舗リニューアル助成制度についての御質問ですが、前回の坂本議員より御質問いただき、そのときの答弁といたしましては、地域活性化の観点から、住宅リフォームの補助制度の創設は、町内経済の活性化など多くの効果が見込まれますが、財政的に厳しく、対象建物や基準、町内業者の状況など財源も含め検討していきたいと回答させていただいております。

住宅リフォーム・店舗リニューアル助成制度の創設については、商工会や建設業協会からも要望を受けており、創設に当たっては、羅臼町第7期総合計画の行動方針として、「町内で安心して住み続けられる住宅・住環境の充実を図り、良質な住宅ストック」を目指すとしていることから、一定の居住水準を満たすための基準の策定などや財源含め、実施に向け慎重に検討していきたいと考えます。

2件目は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関しての御質問であります。

ユニバーサルデザインとは、障害者や高齢者などの生活弱者の方のためのバリアフリーとは少し違い、全ての人のためのデザインを意味し、年齢や障害の有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすることと認識しております。

観光客が多く訪れ、近年では、外国の方も多く、障害を持った方でも多くの方に来町していただいておりますので、町民だけではなく、訪れる方にも温かい心が伝わり、また来たくくなるようなまちづくりをしていくためには必要なことだと考えております。

ユニバーサルデザインの七つの原則として、誰にでも公平に利用できること、使う上で自由度が高いこと、使い方が簡単でわかりやすいこと、必要な情報がすぐに理解できること、うっかりミスや危険につながらないデザインであること、無理な姿勢をすることなく少ない力で楽に使用できること、アクセスしやすいスペースと大きさを確保することがあります。この七つの原則全てに当てはまるものをつくり上げるのはとても難しいことですが、少しずつできることから着手し、努力していくその積み重ねが思いやりのあるまちづくりにつながっていくと考えております。

今後、進めてまいります公共施設等総合管理計画や長寿命化計画におきましても、こういった考え方を念頭に置きながら進めてまいります。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 2件の質問についてお答えがありました。再質問いたします。

初めに、ユニバーサルデザインのまちづくりについて、町の考え方を聞かせていただきました。このユニバーサルデザインのまちづくりを実践して、基本計画、行動計画と事業の内容、実施時期、事業主体あるいは進行管理、役割分担など具体的行動を示している静岡県静岡市は実践の先進事例ですが、この計画策定の目的を「誰もが安心して生き生きと快適な暮らしをすることができ、来訪者にも温かい心が伝わり、また来たくくなるようなまちを目指し、温かい心の通い合う、みんなが生き生きと暮らせるまち」を基本理念として、心、社会、町、情報、サービス、もの、仕組みの七つの分野にわたり、ユニバーサル

デザインのまちづくりを進めるとしてしています。

お伺いしますが、当町羅臼町でユニバーサルデザインの実施事例に現段階でどんなものがあるかお答えください。

○議長（村山修一君） 暫時休憩します。

午後 1時09分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

学務課長補佐。

○学務課長補佐（福田一輝君） ユニバーサルデザインの実施事例ということでございますが、ことし4月から開校いたしました知床未来中学校がそれに当たります。

当中学校につきましては、地域と共生する学校というコンセプトの中で、ユニバーサルデザインによる学校ということを示したところ、特別支援教育への対応のところでは特別支援学級の障害を持った生徒に配慮した施設整備を行っておりますし、また1階に設置しております多目的トイレにつきましては英語、中国語、韓国語、点字といったもので、例えば「トイレトーパー以外を流さない」というような表記をしております。

また、この1階多目的トイレにつきましてはオストメイトの設置等も行っております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） インターネットで未来中学を検索すると、今お話があったような中学校の建設に当たって、ユニバーサルデザインを取り入れているということが出ています。ただ、具体的にどことどことどこというのは、ネット上では出てこなかったのですが、そういうことなのかなというふうに思います。

まちづくりの上でユニバーサルデザインと考えたときに、最初にぱっと思い浮かぶのはバリアフリーとかという障害を除去するという、こういうのだと思うのですが、こういうのは出てくるだろうというふうに思います。

言うまでもなく、当町の産業は漁業が基幹産業ではありますが、世界自然遺産のまちとして観光で訪れる方も多いまちです。中には障害を持った方もいると思われませんが、トイレについてお伺いします。羅臼町内で、観光客を含め、一般の人が利用できるバリアフリートイレがある施設をお答えください。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 現在、バリアフリーで車椅子のまま使えるトイレとしては役場庁舎でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 羅臼町全体でいうと車椅子が活用できるというトイレですよ。それは、調べるともちろんビジターセンターとか、あるいはルサフィールドハウスとか、

国後展望塔とか、それからゆとり館も設置しています。

まさに、この今お話ししたバリアフリーというのは、先ほど中学校の話もありましたけれども、多目的トイレというよりはバリアフリーのトイレということなのだろうというふうに思います。

それで、私はバリアフリーは障害をなくするというので、今こんなのは当たり前で、ただ、全てのところにこのバリアフリー、広さが必要になりますから、これは無理だと思うのですが、中学校は多目的だというお話がありましたけれども、この多機能・多目的トイレのある施設、これは今、中学校には一つあるというお話でしたよね、間違いありません。オストメイトも対応していますか。オストメイトはおわかりだと思いますけれども、人工肛門と人工膀胱ですね、ここにつけるのですが、中学校以外で、この多目的トイレのある施設、さらにオストメイト対応、中学校以外である施設があればちょっとお答えください。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 先ほど田中議員からも質問がございましたけれども、オストメイトの利用できるトイレはございません。

したがって、先ほど答弁いたしましたように、今後、長寿命化対策の中でそういった今のユニバーサルデザインの考えのもとということもお話をさせていただきましたけれども、当然ここには多くの観光客も訪れるということからいくと、絶対必要であろうというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 先ほど同僚議員の質問のときにも、一部それは私も聞いていましたけれども、私は世界自然遺産のまち羅臼町の公共の施設、もちろん中学校も公共の施設になるかもしれませんが、中学校にオストメイトの方は利用できますよという案内はどこにもないわけですから、そういう意味でいえば、ちょっとまだ中途半端ですね。

羅臼町の公共施設、宿泊施設等のトイレを今、副町長がお話しされていましたが、例えば五つある、四つあるうちの一つは多機能であるべきだと。多機能というのは、おわかりだと思いますけれども、オストメイトがついていれば完璧だというふうには思うのですが、子供、赤ちゃんを寝かせる台がついているとかいろいろあるのです、今ね。そういうトイレ。それで、まずこの多機能のトイレが一つの建物の中に一つはあるということが、これは必要だろうと。そして、さらに中学校というよりは、例えば今、施設をこれから改築してといたら難しいと思うのですが道の駅だとか、あるいは役場だとか、この辺にはオストメイト対応のものが必要だろうというふうに思います。

今、将来的にそういう方向で考えているということでしたので、ぜひ特に新しい建物はなかなか建てられないかもしれませんから、公民館の話が先ほどありましたけれども午前中に、ぜひそんなふうに進めていっていただきたいと思います。

繰り返しになりますけれども、観光産業は羅臼町の重要な産業です。観光客の入り込み数の維持・増加を図る上で、障害を持った方、さまざまなハンディや条件を抱えた方の利便のためのユニバーサルデザインの具体化が私は必要だというふうに思っています。今申し上げたように、主要な施設には多目的トイレが一つはあるのだというふうに考えています。

実は、ユニバーサルデザインを考えるときに、障害を持っている方はさまざまなハンディがあるのです。例えば視聴覚の問題がありますよね。目の見えない方、耳の聞こえない方、これはどう対応するのだと、ユニバーサルデザインで考えると、ほかでやっている先進地的事例でいうと、例えば耳の悪い方については大きな施設の音響について、なるべく入りやすいように磁気テープみたいなものをつけるとか、車椅子なんかが動くときに、できるだけ建物に入りやすいようにするとか、あるいは歩道と道路の段差をなくすとか、いろいろなことをやっているのです。羅臼町でどういうことができるのかということも含めて、研究をぜひしていただきたいというふうに思います。

これは、私が勝手に思っているのですが、これをやっておかないと本当に近いうちに、必ずその必要性、ないということについての指摘がマスコミ、もしくは障害者団体から出てきます、必ず。出てくるからつけろということではないのですよ。そうならないためにも、やっぱりきちんと設置をすると、その対策を急ぐように申し上げておきたいと思いません。

次に移ります。

産業振興に関してお答えがありました。6月定例会で、この産業振興について質問と提案をしていますが、同じ質問を連続で続けるその理由は、まちの経済実態が相当厳しい状況にあるというふうに私は認識しているわけです。基幹産業である鮮魚の状況、先ほど9月8日付で、町長のほうから一部訂正もありましたけれども報告がありました。私のところは、8月31日付の鮮魚の状況が入って、それを見たのですが、数量では前年同期比で25%くらいふえています。それから金額では、同じく前年同期比で16%増ということで、前年より若干増加はしているのです。これをハッピーだというふうに言った同僚議員もいますが、私はどちらかというとネガティブで、去年はひどすぎたのではないかと。最低の最低の2割くらいふえても、まだまだ厳しいぞという見方をしています。

厳しい状況は年間の町民所得に如実にあらわれています。当町の平成28年度の総所得は80億2,500万円、平成29年度の総所得は73億5,300万円、前年対比でマイナス6億7,000万円、6.7億円減少しています。一人当たりで見ると、人口で5,000人で割ると、一人当たりでは13万4,000円減少、世帯当たりでは年間32万4,000円減少、平成29年度は平成28年度との比較で91.6%ということですから、約1割弱所得が減少しています。この所得が減るということは、どういうことにつながっていくかというのと、支払いが滞ります、所得がないわけですから。なかなか払えなくなる。それで、すなわち滞納につながるのです。

今回、平成29年度の決算書の中に、資料として滞納額の一覧表というのが五、六年分出ていました。それをちょっと見たのですが、平成28年度対、平成29年度対比で、町民税の滞納者数は平成28年度63名から、平成29年度183名に増加しています。約3倍。固定資産税は、滞納者数ですが約2倍にふえています。軽自動車税の滞納者も約2倍。国保税滞納者も2.2倍。この四つの税の合計で見ると、滞納者数は平成28年度237名が、平成29年度549名ということで、2.3倍にふえています。滞納額も平成28年度2,800万円から、平成29年度6,400万円、2.28倍。大幅増になっています。

例えば国保税もさらにこういうことにつながっていくのですよね。国保税の滞納者がこれだけふえるということは、短期の保険者も相当大きくふえていると思います。ちょっと2点だけ細かな点を聞きますが、私が今申し上げた数字、若干ざっくりの部分はありますけれども、これは税務財政課の資料を二つ使ってお話したのですが、この数字に大きな誤りがないかどうかの確認をちょっと、課長。

それから、もう一つは国保税の短期の保険証の数が、平成28年度と平成29年度対比でどう変化しているか。これだけちょっと、福祉課のほうお答えください。

○議長（村山修一君） 税務財政課長。

○税務財政課長（鹿又明仁君） ただいまの坂本議員の質問でございますが、決算資料と数値等の変更はございません。ですから、正しい数字とみなして結構でございます。

以上です。

○議長（村山修一君） 納税担当課長。

○納税担当課長（中田 靖君） これはことしの7月に起案されている内容ですけれども、短期交付世帯数でいいますと、昨年度より18世帯ふえています。

以上です。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） その短期保険者数、合計で18しかふえていませんか。1カ月、3カ月、6カ月というふうにあるのだらうと思うのですけれども。全部の合計数で、それは間違いのない数字ですか。ちょっと確認してください。

○議長（村山修一君） 暫時休憩します。

午後 1時25分 休憩

午後 1時27分 再開

○議長（村山修一君） それでは、再開します。

納税担当課長。

○納税担当課長（中田 靖君） 私の手元にある資料ですと、プラス18世帯ということで押さえております。

以上です。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） わかりました。私ももう一回精査してみたいと思います。

それで、所得の減少、滞納者の増加を数字で申し上げましたが、民の財政状況を知るにはより多くのデータ分析がきっと必要なのだろうというふうには思います。地域が豊かになるということは、住民一人一人の生活が維持され向上する、こういうことだというふうに思います。

産業の振興というテーマで今お話ししているわけですが、この産業の振興を図るということは、地域産業の維持・拡大を通して、住民一人一人の生活の営みや地方自治体の税源が保証されることというふうに私は考えています。

この地域発展の決定的要素は、毎回この産業活性化とか地方創生ということを議論するときに出てくるのですが、この地域発展の決定的要素は地域内の再投資力の量と質、それから地域内にある経済主体、企業、金融機関、漁家、協同組合、NPO、そして地方自治体が毎年地域に再投資を行うことで、そこに仕事と所得が生まれ、生活が維持・拡大されるというふうに思います。

住宅リフォーム制度を2回連続、またお話ししているわけですが、これは実は地域内再投資の一つでもあり、まさに地域内経済循環の制度といいます。1点確認しておきたいのですが、先ほどの答弁で基準の策定や財源も含め、実施に向け検討するとの答弁がありました。これは、新年度から実施すると捉えてよろしいのか、この点お答えください。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） ただいまの御質問であります。誰かが利するというのではなく、今、議員がおっしゃられたとおり、まち全体が循環して潤うのだということを考えますと、しっかりとしたその基準を設けながら策定してまいりたい、そして実施してまいりたい。そして来年やるのかということでもありますけれども、来年度、町長含めて議会も選挙の年でもありますので、これを当初予算にのせられるかどうかということにつきましては、今後改めて考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） ことしの5月20日に産業審議会ができて、もう9月。上期がもう終わるわけですね。下期はまた12月、来年選挙だと、こうなると、プロジェクトも含めて具体的に、来年度に向けた政策がどこで生まれるのかちょっと不安になるのです。ぜひ、いろいろ含みもあって副町長はそういうお話があるのだろうと思いますが、当然もう1回繰り返しますがこの産業振興審議会、あるいはプロジェクトが特定企業の保護施策をやるようでは終わっているのですよ、そもそもが。どこかの団体の代表が集まっているわけですから。自分のところだけ利益が上がりゃいい、こんな保護施策をやっているようではだめですよ、本来はね。その辺はちゃんと町のほうで、指揮するところは指揮をしてやっていただくということですが、この住宅リフォーム制度は、かかる経費は最初は30

万円でもいいのです、出発時は。大概小さいまちは50万円とか70万円とかそんなところから始めていますよ。それで、どんどんそれがふえていくと、さらに追加で予算化すると、そういうやり方をしているのです。ぜひ、少ない金額でもいいですから、スタートするということがきつと大事だと思うのです。もちろんいろいろ分析をしたり、調査をしたりということももちろん必要だと思いますけれども、時間は無限にはないです。できるだけ急いでいただきたい。

最後に2点だけ質問しますが、私は漁業の今の水揚げの状況については、極めてネガティブに捉えていまして、去年最低の段階から2割ふえている程度だと、こういうふうにもっとポジティブに、いいぞというふうに捉えたいのですが、なかなかそう捉えきれないのです。特に、先ほど滞納の大幅増加等についてお話もしましたが、この所得の減少、滞納の大幅増加に示される住民の生活実態、これをどんなふうに捉えているのだろうか。

それから2点目、1点だけ申し上げましたけれども、産業振興審議会やプロジェクトが特定企業の保護施策をやるようでは終わっているというふうに申し上げましたが、この役割とそれを具体化していく手順、これについて町長のお考えをちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいま、羅臼町の置かれている経済状況については、坂本議員おっしゃっているとおりだとは思いますが。

ただ、この間、ここまで落ち込んでいる経済の中にいろいろな問題があったことも確かだと思っております。今までのような産業振興の観点から行っていく政策では、もうそれが通用しないというようなふうに私は思っております。

ですから今回、産業振興審議会を設立させていただいて、それぞれの業界からいろいろな意見を聴取しながら、そこをどう連携させていくか、このことを考えて作成したものでありまして、一定の業者にだとかそういった産業に契合して行っていただくか、そこに利益を与えていくというものではないということをはっきり言わせていただきたいというふうに思っておりますし、この産業振興審議会、またはそれを動かしていく産業振興プロジェクトのメンバーにつきましても、そういった思いの中で、自分だけがよければいいというような思いのメンバーをそろえているつもりもございませんので、今後の進展に期待をしていただければというふうに思います。

それと、先ほど言ったこのまちの産業振興、漁獲に左右される構造になっているというのが実態であります。そこを変えていかない限り、今ある資源をどうやって生かしていくか、それをどうやって地域内で循環をさせていくかということを中心に、今後いろいろな方々の、アンダー60創造会議のほうにも産業振興という切り口で意見を求めています。

自分からまちづくりに参加をしていただく、そういう思いで参加をしていただいている方々の意見もしっかり受けとめながら、どうしたらこのまちの中で、今ある資源の中で

んなが「このまちに住んでよかった」と幸せを感じるような、そんなことを目指していかない限り、今後資源が増大するだとか、倍増するとか、3倍、4倍になるということを急激に望めない、そういう状況でありますから、今ある資源の中でどうやってみんなが幸せに暮らしていくか、このことについてしっかり議論をしていきたいと思っておりますので、できる限りそういった方向を目指していきますし、また議員の皆さんからもいろいろな御意見を頂戴しながら進めていきたいというふうに思っております。

また、住宅リフォーム、店舗リニューアルの助成につきましては、実現する方向で検討しておりますけれども、先ほど副町長から発言があったとおり、一定の基準がないといかないというのは、これは私もそう思っております。ばらまきではありませんので、そういったばらまきをできるような財政状況にないというのも御理解いただいていると思っておりますけれども、そんな中で工夫をしながら、では羅臼町としてどこまでできるのか。また、それを受ける側が、どこまでの基準であれば受けやすいのか、利用しやすいのか、そういったことも検討する時間がまだ少し足りないというふうに思っておりますので、できる限り実施に向けて努力はいたしますけれども、ただいまのところ検討中というお答えにさせていただきますというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 町民の暮らしの実態について、いろいろお話をさせていただきました。残念ながら下向き状況、厳しい実態が町の資料で明確にもう既に示されているというふうに思います。効果的な対策が求められています。分析と調査、あるいは議論に時間が必要と思いますが、効果的で実効性のある具体的対策が今、本当に急がれるのだということ最後に申し上げて、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（村山修一君） 以上で、6番坂本志郎君の一般質問を終わります。

次に、3番高島讓二君。

3番、高島君。

○3番（高島讓二君） 通告しておりますKプロジェクトの推進、知床らうすの未来を考えるアンダー60創造会議、知床らうすを支えるオーバー60協力隊についてお聞きいたします。

町長の任期も我々議員の任期もそうですが、残すところ実質6カ月余りとなりました。湊屋町長が就任以来、テーマとして掲げております「羅臼町民が幸福になるためのKプロジェクト」の推進についてであります。羅臼町第7期総合計画においても、新しいまちづくりに向けた重点施策として掲げられております。

湊屋町長がテーマとして掲げておりますKプロジェクトとは、羅臼町第7期総合計画に述べられておりますが、自分たちの未来は自分たちで考えることに気づき、同じ志を持った仲間が集い、結束し、しっかりと計画を立て、みずから行動し、結果を出し、それを検証して継続をする、つまり気づき、結束、計画、行動、結果、検証、継続の七つのキー

ワードの頭文字Kを取ってのものであります。行動目標として「まちづくりへの参加意欲と自主性、公共性のもと、新たなリーダー養成を図ります」ということであります。また、今年度の町長行政執行方針においても「羅臼町民が幸福になるためのKプロジェクトを柱に、町政運営を行ってまいりました」とあります。

この湊屋町長がテーマとして掲げるKプロジェクトがどれだけ町民に理解され、浸透しているのかを具体的な事例をお示しいただき、お聞かせ願いたいと思います。

さらに、「知床らうすの未来を考えるアンダー60創造会議、知床らうすの未来を支えるオーバー60協力隊がともに自分たちで考え、つくり上げていく意識を醸成させ、町民が幸福と感じるまちづくりを進めます」とありますが、アンダー60創造会議、オーバー60協力隊の活動内容と成果についてそれぞれ伺い、1回目の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 高島議員から1件の御質問をいただきました。

Kプロジェクト推進の成果とアンダー60創造会議、オーバー60協力隊の活動内容について答弁させていただきます。

平成27年4月に羅臼町長に就任以来、テーマとして掲げさせていただいた「羅臼町民が幸福になるためのKプロジェクト」を柱に、町政運営を行ってまいりました。そのKプロジェクトの具体的な事業の一つであります「知床らうすの未来を考えるアンダー60創造会議」は、10年先、20年先の未来をつくっていく若い世代の方々が、このまちで幸せに暮らしていけるようたくさんの意見を出してもらい、みずからまちづくりへの思いを出してもらい、気づきが芽生える機会として、またリーダー養成の場として実施してまいりました。

そしてもう一つ、「知床らうすを支えるオーバー60協力隊」については、経験に基づく知恵や助言、応援・協力をいただき、それらの技術や知恵を若い人たちに継承していく役割として、アンダー60創造会議での意見を資料に会議を実施してまいりました。

アンダー60創造会議の活動内容については、平成28年1月28日に第1回目の会議を開催し、平成29年度まで8回の会議を開催しております。1回目の会議では「まちの花、木、鳥、わざを見直しすべきか」をテーマに検討をしていただき、現状に合わせて見直しすべきとの提言がありましたので、平成32年の羅臼町120周年記念に向けて検討させてもらうと回答をしたところであります。

また、平成28年度には「ゴミの不法投棄問題」と「商店の活性化」について3回の会議が開催され、それぞれの課題を共有し、日ごろの活動に生かしていただけるものと思っております。

昨年度は子育て支援について4回の会議を開催し、出された意見に対して優先順位をつけて、役場の管理職プロジェクトへ提言として提出していただきました。本年度の執行方針でも申し上げました「子育て支援策」については、不妊治療費と産婦健診の助成や、就労家庭の子育て支援としての放課後児童クラブの定員増、また来年度実施に向けた幼稚園

の預かり保育のあり方についての検討を行っていくことや、「子供の自立・親育ち応援チーム」を立ち上げ、子育て中の方に寄り添いながら仲間づくりや地域とのつながりをつくる支援をしていく政策についても、アンダー60創造会議からの貴重な御意見を参考にさせていただいたところでもあります。こうした施策についても、Kプロジェクトの意見が反映されていることも成果の一つだと認識しております。

今年度からのアンダー60創造会議、オーバー60協力隊については、テーマを「産業振興」という切り口に絞らせてもらい、既に2回ずつ会議を開催しておりますが、日ごろの活動の中で感じていることや現状の産業課題について話し合い、産業振興プロジェクト会議へ意見として提出することにより、オール羅臼でその課題についても協議してもらうよう組織化を図りました。

昨年までは、役場内だけの意見反映であり、意見に対する取り組みや回答に時間を要するということがありましたので、きちんと公開され議論される形、もっと幅広く意見が反映されるようオール羅臼で課題を共有し、連動性を持たせる形といたしました。どのような意見がアンダー60創造会議やオーバー60協力隊から出されるものか期待をしているところであり、今後においても、町民の方々にまちづくりに関心を持っていただく機会として、またリーダー養成の場として、気づきから結束、そして行動へと活動が活発になるよう行政としてかかわってまいりたいと考えております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 再質問いたします。

それぞれ実施されたこと。また、実施についてお答えいただきました。

平成28年度にはまちの花、木、鳥、わざ、これを考えていくということで御答弁いただきました。ごみの不法投棄、商店の活性化については、テーマでお答えいただきましたが、内容についてはお答えいただいておりますので、簡単で結構ですので会議の内容についてお答えいただければと思いますので、その辺お答えいただきます。

○議長（村山修一君） 産業創生課長補佐。

○産業創生課長補佐（野田泰寿君） ただいまの質問でございますが、ごみの不法投棄問題、これについては地域課題ということでありまして、参加者の方には、これは環境犯罪なのだということで意識を共有したということで、日ごろの団体活動、生活の中でお仲間の方にも伝えていただくというふうな締め方をさせていただきました。

商店の活性化については、いろいろなこうしたほうがいい、ああするべき、いろいろありましたが、その会議のまとめを商工青年部の方にお渡しし、商工会の中で勉強会の資料として活用させていただいたということで、具体的な事業提案等々はなかったのが今も継続で話し合いはしておりますが、まだ具体的にどうだこうだということはありません。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） ありがとうございます。

ごみの不法投棄、あるいは商店の活性化については継続だということで理解して、また

産業振興については先ほど坂本議員に町長がお答えになりましたので、経過が大体わかっておりまして、産業振興についてはアンダー60創造会議がまだ途中だということわかっておりますので、それはまだ結論が出てからまたお聞きしたいなと思います。

町長にこれは一つお聞きしたいのですけれども、町長が掲げるKプロジェクトが、町長が当初イメージされた方向性、実質的なものになっているのかどうなのか、現在の感想をお聞かせ願います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの御質問でございますけれども、当初町長になるときにこれを掲げさせていただきました。そのときイメージしたものと今現在どうなのだという事であろうかと思っておりますけれども、当初イメージした形よりは、そのころよりは町内の経済状況も含めて、いろいろなことがございました。そんな中で、町内のその経済状況が悪化する中で、こういったお話をするということが非常に町民の方々にとっては、それよりも大事なことがほかにあるのではないかという、自分のことの方角に行ってしまうことがあるのかというふうに思います。そういった意味では、多少私のイメージしていたよりは若干遅れ気味なのかなというふうには思っておりますけれども、実はこれを考えることがやはり非常に大事だというふうに思っております、これのアンダー60であったり、オーバー60であったりというところで、結果を出す組織ではございませんので、そこで自分の意見をしっかり話せる、またはそこに参加をしていただける意識を持っていただけるということを目的として、この二つの会議は、最初の目的はそこにありますので、これからはより多くの方々にもう少し参加をいただければうれしいなというところが正直なところでございます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 町長の思いはよくわかりました。

やっていることは非常に理想的ですし、これがどんどん羅臼町民、特に若手がそういう物事を考えるということが、将来の羅臼につながっていくのだろうなというふうに思いますが、Kプロジェクトの浸透度というか、町民の理解度がまだまだ足りないのだろうというふうに私自身も思います。

そのためには今、Kプロジェクトはこういうことをやっていますということ、どんな問題でもいいですから広報なり、やっぱり知らせていくことが大切なのではないかなというふうに思うのですよね。集まる人数は最初は少ないかもしれませんが、それがどんどんふえて、そういう話がたくさん出てくれば、町長が考えるKプロジェクトに近づいていくのではないかなというふうに思いますが、その辺どういうふうに感じていましてしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 認知度がいま一つではないかということでもありますけれども、確かにやっていることにつきましては、まだまだ町民の方にこういったお話をしていますと

いうことを周知しなければいけないし、もっともっと知っていただかなければいけないことも多々あると思います。このプロジェクト、アンダー60、オーバー60に関しては、その都度参加者を募集しております。また、その募集方法にもいろいろな形の中でふやしていきたいと思っておりますけれども、先ほども申したとおり、いろいろな方々の御意見を頂戴してまちづくりに活かしていきたいというふうな思いであります。

それと、そこに意見を述べることによって、まちづくりに参加をしていただき、またその中心となって動いていただけるリーダーを養成したいというのが目的でございますので、それが産業振興につながっていけばいいなという考えでございますので、もっともっと多くの方に参加していただけるよう、また内容についてもわかっていただけるよう努力したいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 聞きましたら、やっぱりアンダー60でいろいろな会議をやるのだけれども、集まりがやっぱり悪いと、意見もいろいろ出ないというふうなことなのですよ。その点、オーバー60のほうがむしろ活発な意見をいただいているということで、これはやっぱり60歳で区切る意味というものがあるのかどうなのかということ、町長どうですか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） これが60がいいのか、70がいいのか、65がいいのかですけども、一つの区切りとして私は60というところに重きを置いております。決して60以上がどうだとか、60以下がどうだとかいうことではなくて、当然ながら高齢化しているわけですから、まだまだ60過ぎたって元気、ほとんど現役ですよ。そういった意味ではいいのかもしれないですけども、先ほど言った20年後、30年後の羅臼を見据えて議論をしていきたいという考えの中では、60が一つのラインとしていいのかなというふうに私は考えて、ただ、この60というところで、それぞれの会議の中では未来志向でいろいろ御意見をいただいておりますので、この形でこれからも進めていければというふうに思っています。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） なかなかこれは将来のことですから、将来のことを話すのはなかなかやっぱり気持ちに余裕がないと難しいのだと思うのですよね。現実には、先ほども坂本議員のほうが、経済が悪いということで、その余裕も、その将来よりは現実だと。そういうふうな考えにやっぱりなりがちなのだと思うのです。だから、それはそれとして、一方で、きちんとやっぱりある程度分けていかないと、どうしても未来はやっぱり現実ということになるのではないかなというふうに私は思います。それは今後気をつけて、そういうふうになるべく分けられるものなら分けて考えていくというほうがいいのではないかなというふうに思います。

それともう1点、この第7期総合計画の新しいまちづくりに向けた重点施策に、人口減

少克服に向けた対策というのがあります。これは町長、具体的に多分これはKプロジェクトで話していこうということに思いを寄せているのだと思うのですが、この人口減少克服に向けた基本目標に、若い世代が主体となった知床らうす未来の推進とありまして、町民の気づきにより結束、行動、継続へとつながる環境情勢を目指す。これはやっぱりすごく大事な問題だと思うのですよね。ですから、これが今までこの3年間で話されていないというのは、やっぱり僕は問題だろうと思うのですよ。やっぱりこれは、こうやって具体的に案を出している以上は、もっと早く人口減少問題に対応していかなければならないのではないかなというふうに思いますけれども、どのようにその辺はお考えですか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） これは人口問題について、それだけのテーマでいけば非常に広いものになってしまうのだというふうに思っております。ことしの最初の執行方針の中で、子育て支援をしたいというお話をさせていただきました。これにつきましては、アンダー60創造会議の中の、特に子育てをされているお母さん方の意見を多く取り入れまして、また管理職プロジェクト等、また関係課の中でいろいろ議論をしていただいて、子育て支援について手厚くしていこうという話の中で、先ほど申しあげました預かり保育であったり、または親育ち応援チームを結成して頑張っていこうというようなことも含めて、さまざまな取り組みを行うこととしております。現に今現在行っているものもございます。

こういったことは、将来の子育て世代の方々にとって、人口減の少しでも歯どめになればというふうに思っている次第であります。この人口問題については、非常に多くの要素が、産業も関係しますし、いろいろなところで、これをアンダー60ですとかオーバー60の中で議題にしますとぼやけてしまうようなことになってしまいます。ですから、どちらかという絞った中で考えていきたいというふうに思っておりますし、このKプロジェクトという動きの中には、アンダー60創造会議、オーバー60協力隊の皆さんの会議だけではなくて、先ほど行政報告の中でお話をさせていただいた高校の存続問題の会議につきましても広く町民の皆さんから意見をいただくということで、会議を設定をさせていただきました。

そのようなことも含めて、これ以外の会議も含めて多くの方々が意見を聴取できる場としてそういったものを、それをまた具体化するということによって進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 子育ての場合には、現実なのですよね。だから、すごく今の不安な状態を子育てに、そういう活発になるのだと思うのです。

それから、やっぱり脱して、それはそれとして置いておいて、将来、では羅臼のことをどういう姿を描けるのかということをやっぱり一方では考えていかなければならないのではないかなというふうに、それには産業がすごくやっぱり大事だというふうに思います

し、いろいろな要素が加わってくるのだと思うのです。それを忘れずに、ぜひいろいろなところでその会議の場をやってほしいなど。やっぱり我々もそうですけれども、机を並べてさあ始めましょう、このテーマでやりますよといっても、なかなかやっぱりアイデアが出てこない、意見も出てこないのだと思うのですよね。変なことを言えない。でも変なことを言うことに、意外とヒントが隠されている場合があるのです。ですから、この場を時にはお茶飲みでもいいですし、ざっくばらんないわゆる会の催し方にも工夫が必要かなというふうには思いますので、ぜひすんなりと意見を言えるような雰囲気をやっぱり会議でやってほしいなどというふうに、そういう工夫も若い方は特にそうだと思うのですよね。必要かなというふうに思います。

これはやっぱり会議で出されたテーマ、当面はやっぱり町のほうでテーマを気づきの部分で町民のほうからこういうことだというふうな、みんなでまとまってそういう話し合いができれば一番いいのですけれども、今の段階だと町長どうですか、気づきの今段階ですか。それとも気づかせる段階なのか、それがこう結束させるためのあれなのか。Kプロジェクトの段階がこうやってあるみたいですから、どの辺で考えていますでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 若い人たちの集まりのメンバーにつきましては、それぞれ個人差はあると思います。それに気づいて、いろいろ意見を述べていただけになった方々、またはそこで意見を発したことによって、自分が違うところで活躍をされている方、それとか、ちょくちょく役場のほうへ訪れて、いろいろ職員といろいろなお話をしていただけるようになった方、非常に最近はそういう方が多くなっております。特に、自分で努力されている方は、役場に訪れる回数もどんどんふえています。そういった意味では非常によかったなというふうに思っていますし、そういった自分の思いというものをしっかり表に出せるということがこれから求められるところで、どの段階かと言われると、これからそういった人たちが一つの何か集まりの中でとか、それぞれ思いを共有しながら行動に移していただければいいかなと。それに対しては、町もしっかりと後押しをしていただければいいなというふうに思っておりますし、もう既にいろいろなイベント等を企画して頑張っている若い人たちもいらっしゃいます。そういった方々もこの会議に参加していただいたりということで、またオーバー60の方々もそういった活動にしっかりと協力をいただいておりますので、そういった形ができているのは非常にありがたいというふうに思っております。

まだまだこの産業の中でどうあるべきか気づいていないという多くの町民の方々、大人たち、いろいろな方々がいらっしゃいますので、そういう方々にも一度、しっかり自分のまちのこと、自分の生活のこと、将来のこと、考えていただきたいというふうに切に願っているところであります。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 今年度の行政執行方針には、「平成30年度はその一つ一つの課

題の一定の方向性や実現可能かの判断をしていかなければならないというふうに思っています」と書かれておりますが、この辺についてはどうでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） さまざまな形で問題提起をいただいたこと、それから将来の夢を語っていただいたことについては、一つ一つ実現可能かどうかということは、これは管理職プロジェクト、または私は責任者としてしっかりその辺の判断はしていきたいというふうに考えております。全てができるとは言えませんが、できる限りそういった思いに答えていきたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） それは広報なり何かしらの形で公表されるのかどうなのか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 一つ一つの政策、または施策に関して、広報でその都度、これはアンダー60が話したことがこうなりましたよという報告になるかどうかということは、また別のことになってしまうのだろうなというふうに思っていますけれども、アンダー60で話されていることというのは何らかの形で町民に広く伝えていきたいというふうに思っておりますし、アンダー60で話されたことがさまざまな機会の中で議論され、計画をされ実行に移されるというふうに考えておりますので、その実行に移すときには当然ながら議会の皆様にも報告をさせていただきながら、町民にもしっかりと周知をして進めていくことになると思います。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） アンダー60創造会議、それからオーバー60協力隊、両方とも会議を持ってテーマでお話し合いをしているのだと思うのですよね。それは、やっぱり出された意見は極力広報か何かで、こういう会議をやっていますということがわかったほうがいいかなと思うのです。そうすると、次に入ってくる人たちが、また一から職員が説明しなければならない。アンダー60創造会議はこういう話を常日ごろやっていますというようなことを、やっぱりやっていくべきではないかなというふうに思いますが、その辺は。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） この募集については、テーマごとに興味のある方も募集しております。ですから、子育てについて何か言いたいのだと、私はこういうことで困っているとか、産業振興に関して自分はこういう意見を持っているのだということを、その都度そういったテーマを公表させていただいて、それに興味のある方、または意見を述べたい、努力されている方、そういった方を広く参加募集をしていると。決して決まったメンバーの中で全て進めているということではありませんので、そのテーマに沿って参加者は自由に御参加いただけるという形をとっておりますので、今後この産業振興というテーマでことし行きますので、さらに周知をしながら多くの方の意見を取り入れるように努力したいと

思います。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） テーマで人を募集するというのもありなのですけども、こういう意見がありましたということを書き列挙するだけでも、これは俺が出てこういうことを言ったのだよということが励みになるし、それが何かもやもや言ったけれども、もやもやという感じで、どこかに発表するでもなくそういうふうな町のほうで話し合いの一つのヒントとして与えるだけだったら、集まる人も意見がなかなか言いづらいのだと思うのですよね。だから、そういうことを、こういう意見が出ました、ああいう意見が出ましたでもいいですから、そういう発表の場をやっぱりつくっていくことが次につながるのではないかなというふうに思いますので、ぜひそういう方向でやっていただきたいなと思います。

趣旨がKプロジェクトについて、私自身もよくわからなかったというのがありますけれども、大分わかってきましたので、私の質問はこれで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（村山修一君） これで、3番高島讓二君の質問は終わりました。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

◎日程第6 議案第49号 羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を
求めることについて

○議長（村山修一君） 日程第6 議案第49号羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 16ページをお開き願います。

議案第49号羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。羅臼町教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

氏名につきましては芦崎拓也氏。住所につきましては目梨郡羅臼町麻布町56番地6。生年月日、昭和55年1月26日、38歳でございます。任期につきましては平成30年10月1日から平成34年9月30日まででございます。

芦崎拓也氏につきましては、平成12年に酪農学園大学を卒業後、明治製菓株式会社に入社し、平成21年、退職後は家業でもあります有限会社阿保水産に入社。その後、平成26年に株式会社ケミクルを設立。経験を生かし、羅臼町の特産である昆布を使用した商品開発、販売を行っております。

芦崎氏は羅臼町教育委員に適任と考えておりますので、皆様の御賛同を賜りたくお願い申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第49号羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

ここで、午後2時25分まで休憩します。

午後 2時10分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める ことについて

○議長（村山修一君） 日程第7 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 17ページをお開き願います。

諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

氏名につきましては田中郁子氏。住所につきましては目梨郡羅臼町知昭町12番地。生年月日、昭和27年3月26日、66歳でございます。任期につきましては平成31年1月1日から平成33年12月31日まででございます。

田中郁子氏につきましては、平成28年より3年間にわたり人権擁護委員をなさっており、経験、識見ともに適任でありますので、議会の皆様の満堂の賛同を賜りたく、お願い申し上げます。

○議長（村山修一君） お諮ります。

本件はお手元に配付しました意見のとおり、答申したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第7 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任として答申することに決定しました。

◎日程第8 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長(村山修一君) 日程第8 諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(湊屋 稔君) 18ページでございます。

諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

氏名につきましては工藤勝利氏。住所につきましては目梨郡羅臼町船見町58番地4。生年月日、昭和26年9月20日、66歳でございます。任期につきましては平成31年1月1日から平成33年12月31日まででございます。

工藤勝利氏につきましては、昭和44年より羅臼町役場に勤められ、数々の公務を歴任され、平成24年に退職しております。羅臼町国民健康保険診療所事務長だったこともあり、退職後引き続き、社会福祉法人孝仁会の事務長としても勤務されております。

経験、識見ともに適任でありますので、議会の皆様の満堂の賛同を賜りたく、お願い申し上げます。

○議長(村山修一君) お諮ります。

本件はお手元に配付しました意見のとおり、答申したいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第8 諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任として答申することに決定しました。

◎日程第9 議案第45号 平成30年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長(村山修一君) 日程第9 議案第45号平成30年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 5ページをお開き願います。

議案第45号平成30年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算についてであります。

また、この後予定されております議案第46号から議案第48号及び認定第1号から6号、報告3号、4号につきましては、副町長及び各担当課長から内容について説明させていただきますので、御審議、御決定くださいますよう、お願いを申し上げます。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案第45号でございます。

平成30年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成30年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,731万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億2,538万3,000円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款項区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、地方債の補正でございます。地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

6ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございます。

13款国庫支出金569万5,000円を減額し、2億5,910万2,000円。

2項国庫補助金573万1,000円を減額し、1億2,667万9,000円。

3項国庫委託金3万6,000円を追加し、248万5,000円。

内容につきましては、国庫補助金の減額内容でございますが、社会保障税・番号制度のシステム整備の補助金151万2,000円、障害者地域生活支援補助金15万1,000円、橋梁長寿命化の整備補助金の減額が739万4,000円、合わせて573万1,000円の減となるものでございます。

14款道支出金970万円を減額し、1億4,325万6,000円。

2項道補助金970万円を減額し、4,972万円。

道補助金の減額につきましては、給食センター施設整備事業の補助金の減額でございます。前段、国庫支出金の国庫委託金3万6,000円の増額につきましては、基礎年金事務の交付金でございます。繰入金300万円を追加し、3億1,390万円でございます。これにつきましては、図書整備に係る善意の寄附採納がございました。事業を執行するために繰り入れするものでございます。

18款1項繰越金1,301万円を追加し、3,615万円。

歳入歳出の不足分を前年度繰越金に求めたものでございます。

20款1項町債1,670万円を追加し、5億1,510万円。

内容につきましては橋梁長寿命化事業で740万円、給食センター施設の整備費930万円の追加でございます。

歳入合計は1,731万5,000円を追加し、48億2,538万3,000円となるものでございます。

歳出でございます。

2款総務費304万3,000円を追加し、13億7,192万4,000円。

1項総務管理費254万3,000円を追加し、13億3,405万円。

2項徴税费50万円を追加し、734万9,000円。

総務管理費の補正につきましては、町有バス運行に係る負担金100万8,000円、電算システムの運用に係る負担金151万2,000円、行政のネットワークシステムの機器レンタル事業に対して2万3,000円でございます。徴税费につきましては、個人町民税、法人町民税の修正申告等に伴いまして、町税の還付金が不足を生じることから追加するものでございます。

3款民生費293万8,000円を追加し、4億7,931万3,000円。

1項社会福祉費290万2,000円を追加し、3億9,577万3,000円。

3項国民年金事務取扱費3万6,000円を追加し、11万1,000円。

社会福祉費におきましては、法改正に伴う電算システムの運用に係る負担金30万2,000円、障害者の自立支援の給付費29年度分の国・道費の確定に伴います還付金が生じたことから222万1,000円を追加するものでございます。

国民年金につきましては、法改正に伴う電算システムに係る追加でございます。

4款衛生費416万4,000円を追加し、6億5,918万6,000円。

3項清掃費416万4,000円を追加し、3億8,727万3,000円。これにつきましては、一般廃棄物の最終処分場の施設整備に係る負担金でございます。

8款教育費717万円を追加し、8億2,066万2,000円。

1項教育総務費7万6,000円を追加し、5,024万8,000円。

3項中学校費156万7,000円を追加し、5億3,869万7,000円。

4項幼稚園費183万6,000円を追加し、1,368万1,000円。

5項社会教育費411万3,000円を追加し、4,547万9,000円。

6項保健体育費42万2,000円を減額し、1億3,331万5,000円。

教育総務費につきましては、職員の通勤手当に不足を生じるため追加するものでございます。

中学校費につきましては、知床未来中学校の振興に係る校舎外構の内覧会及び祝賀会の経費でございます。

幼稚園費におきましては、職員の産休に係る代替賃金の増でございます。

社会教育費につきましては、知床未来中学校に対し、図書寄附採納がございました。

採納者の文庫の設置と、蔵書検索システムの導入を図るための増額でございます。もう1点、文化財の保護調査費に111万3,000円の追加でございます。

保健体育費につきましては、給食センターの施設整備事業執行に伴う42万2,000円の減額でございます。

合わせて歳出合計1,731万5,000円を追加し、48億2,538万3,000円となるものでございます。

8ページをお願いいたします。

第2表地方債の補正でございます。変更に係るものでございます。

橋梁長寿命化事業債、限度額1,110万円から1,850万円に変更するものでございます。これにつきましては、補助金の確定に伴い、起債に求めるものでございます。給食センター施設整備事業債490万円から1,420万円に変更するものでございまして、補助の見込みが立たないことから起債に求めることでございます。いずれも過疎対策事業債でございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

以上であります。詳細につきましてはお手元に配付の別冊資料、補正予算資料を配付してございますので、お目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第45号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第45号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第9 議案第45号平成30年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第46号 平成30年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別
会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第10 議案第46号平成30年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 議案の9ページをお願いいたします。

議案第46号平成30年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算であります。

平成30年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,338万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,408万8,000円とするものであります。

第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

10ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入でございます。

1款1項介護保険料70万2,000円を追加し、9,017万4,000円。

地域支援事業の総合事業で、介護予防、生活支援サービス事業の事業費の増額に伴いまして、ルール分以外の財源を求めたものでございます。

3款国庫支出金76万円を追加し、1億726万円。

2項国庫補助金76万円を追加し、3,082万1,000円。

地域支援事業の増額に伴うルール分でございます。

4款1項支払基金交付金480万9,000円を追加し、1億1,372万8,000円。

地域支援事業の増額に伴いまして、ルール分として81万5,000円の増額。また、平成29年度の介護給付費確定による追加交付金として399万4,000円の増額であります。合わせて480万9,000円を追加しております。

5款道支出金37万9,000円を追加し、5,842万4,000円。

2項道補助金37万9,000円を追加し、610万3,000円。

地域支援事業の増額に伴うルール分でございます。

7款繰入金37万9,000円を追加し、8,770万3,000円。

1項他会計繰入金37万9,000円を追加し、7,874万7,000円。

地域支援事業の増額に伴うルール分であります。

8款1項繰越金1,635万1,000円を追加し、1,635万2,000円。

前年度からの繰越金でございます。

歳入合計は2,338万円を追加し、4億7,408万8,000円でございます。

11ページで歳入でございます。

1款総務費762万5,000円を追加し、1,438万8,000円。

1項総務管理費762万5,000円を追加し、1,146万2,000円。

平成29年度の繰越金から交付金などの清算金を減額し、残額を介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

3款地域支援事業費303万5,000円を追加し、3,418万9,000円。

1項総合事業費302万円を追加し、1,024万5,000円。

3項その他諸費1万5,000円を追加し、2万5,000円。

これにつきましては、要支援認定者の増加に加えまして、訪問介護や通所介護サービスを受ける方が増加しておりまして、サービス給付費等に予算不足が見込まれることから追加するものであります。1万5,000円につきましては、要支援認定に係るサービス給付費増加に伴う審査支払手数料の追加であります。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金1,272万円を追加し、1,282万1,000円。

平成29年度の事業の確定に伴いまして、介護給付費及び地域支援事業の補助金に返還金が生じたものでございます。

歳出合計は2,338万円を追加し、4億7,408万8,000円でございます。

以上であります。詳細につきましては別冊資料に事項別明細書を記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第46号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第46号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第46号平成30年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第47号 羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第11 議案第47号羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 議案の12ページをお願いします。

議案第47号羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

13ページをお願いします。

羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、参考資料1ページの資料1、羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要にて説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

改正理由でございますが、児童福祉法では市町村は家庭的保育事業等の設備及び運営についての基準を定めることとしており、本年4月にその基準省令が改正されたことに伴い、町で規定している条例内の見直しを行うものでございます。

改正条文でございます。

第6条保育所等との連携、第2項を追加し、一定の要件を満たす事業者との連携を認めるものとするものでございます。

また、第3項でその要件を追加しております。

第16条食事の提供の特例で、第2項第3号を追加し、他の保育所などからの調理業務を受託し、家庭的保育事業等の給食の趣旨を十分に理解し、適切に食事を提供できると認める事業者からの外部搬入を認めるものでございます。

2ページをお願いいたします。

第45条連携施設の特例は、第6条の項の追加による文言の整理でございます。

附則の第2条食事の提供の経過措置について、第1項では小規模の事業者では、依然として食事の自園調理や外部搬入が難しい状況にあることを踏まえた食事の提供に関する規定の経過措置を延長すると認めるものでございます。

第2項では、適切な食事を提供するための必要な体制を確保する努力義務規定を追加しております。

また、附則として施行期日ですが、本条例は公布の日から施行することとしています。

以上でございますが、参考資料3ページ、資料2に本条例の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第47号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第47号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第11 議案第47号羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第48号 財産の取得について

○議長(村山修一君) 日程第12 議案第48号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

環境生活課長。

○環境生活課長(大沼良司君) 議案の15ページをお願いいたします。

議案第48号財産の取得について。

次の物件を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

1、取得物件、ホイールローダー1台。取得の目的、羅臼町清掃センターにおける各種作業のため。取得価格1,231万2,000円。契約の相手、標津郡中標津町緑町南2丁目3番地、コマツ道東株式会社中標津支店支店長、村上文人。

本件につきましては、去る7月17日に同社と仮契約を締結しております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(村山修一君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第48号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第48号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第12 議案第48号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 認定第1号 平成29年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出
決算認定について

◎日程第14 認定第2号 平成29年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業

特別会計歳入歳出決算認定について

- ◎日程第15 認定第 3号 平成29年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第16 認定第 4号 平成29年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第17 認定第 5号 平成29年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第18 認定第 6号 平成29年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第19 報告第 3号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- ◎日程第20 報告第 4号 平成29年度決算に基づく資金不足比率の報告について

○議長（村山修一君） 日程第13 認定第1号平成29年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第18 認定第6号平成29年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について及び日程第19 報告第3号平成29年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、日程第20 報告第4号平成29年度決算に基づく資金不足比率の報告についての8件を一括議題とします。

この説明に当たっては、議員各位から了承をいただいておりますので、総括表等で簡単明瞭に説明を願います。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） ただいま一括上程されました認定6件、報告2件につきましては、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付するものでございます。参考資料3の総括表で簡潔に説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、説明の数値等につきましては、各会計とも収入済額、不納欠損額、収入未済額、支出済額、翌年度繰越額、歳入歳出差し引き残額とさせていただきます。

認定第1号一般会計でございます。

収入済額63億410万1,058円です。不納欠損額は1,504万2,008円、これにつきましては町税の不納欠損額でございます。収入未済額1億2,045万6,883円。町税、税外収入等でございます。歳出の支出済額でございます。60億8,829万1,321円。翌年度繰越額93万6,754円につきましては教員住宅、知床未来中学校外構工事等でございます。

歳入歳出差し引き残額につきましては2億1,580万9,737円。

認定第2号国民健康保険事業特別会計。

収入済額9億8,911万1,390円、不納欠損額1,232万4,623円、国保税によるものでございます。収入未済額9,741万6,934円、支出済額9億6,880万1,595円。

歳入歳出差し引き残額に2,030万9,795円。

認定第3号介護保険事業特別会計。

収入済額4億6,587万3,101円、収入未済額1,274万7,283円、支出済額4億4,952万1,675円。

歳入歳出差し引き残額1,635万1,426円。

認定第4号後期高齢者医療事業特別会計でございます。

収入済額6,407万3,765円、収入未済額40万9,900円、支出済額6,407万1,065円。

歳入歳出差し引き残額2,700円。

認定第5号でございます。国民健康保険診療所事業特別会計。

収入済額1億9,643万7,911円、欠損額149万480円でございます。これは、平成24年度以前の国保病院会計時代のものがございます。収入未済額9万3,208円、支出済額1億9,592万8,861円。

歳入歳出差し引き残額50万9,050円。

合計につきましては、それぞれ性格が違いますので、合計は省略させていただきます。

なお、全会計黒字決算でございます。

続きまして、水道事業会計でございます。

認定第6号でございます。

収益的収入及び支出、収入決算額2億2,394万6,590円、支出の決算額2億1,081万6,761円。差し引き過不足額1,312万9,829円の黒字となっております。

資本的収入及び支出、収入決算額6,740万6,000円、支出決算額1億3,469万6,475円。差し引き過不足額6,729万475円の不足となっております。

なお、この資本的収入及び支出の資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額6,729万475円につきましては、当年度の損益勘定留保資金で補充をしているものでございます。

続きまして、議案の1ページにお戻りいただきたいと思えます。

報告第3号平成29年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、次のとおり報告する。

2ページでございます。

平成29年度決算に基づく健全化判断比率。実質赤字比率でございます。黒字か赤字を判断する指標でありまして、平成29年度におきましては黒字となっておりますので、比

率はございません。

連結実質赤字比率でございます。これにつきましては、全ての会計の収支を合わせて黒字か赤字を判断する指標でございます。全会計黒字となっておりますので比率はございません。

実質公債費比率でございます。8.3%でございます。これにつきましては、一般会計の標準的な収入が借金の返済にどの程度充てられたかを示す指標でございます。3カ年の平均値で8.3%となっております。健全化を保っている数字でございます。

将来負担比率でございます。地方債残高等の一般会計が背負っている借金と、一般会計の標準的な年間収入を比べ、借金の大きさを示す指標でございます。平成29年度算定結果、将来負担すべき実質的な割合はございませんでした。

3ページ、報告第4号でございます。平成29年度決算に基づく資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、次のとおり報告する。

4ページでございます。

平成29年度決算に基づく資金不足比率、水道事業会計でございます。これにつきましては、一般会計でいいます実質赤字に相当するものでありますけれども、黒字と水道会計におきましては資金不足が生じておりませんので、この比率はございません。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。

日程第19 報告第3号平成29年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、日程第20 報告第4号平成29年度決算に基づく資金不足比率の報告については、受理をいたしました。

お諮りします。

各会計の歳入歳出決算認定については、各常任委員会より2名、計4名で構成する羅臼町各会計決算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託して審査することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、4名の委員で構成する羅臼町各会計決算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました羅臼町各会計決算特別委員会の委員の選任については、各常任委員会より2名を選出していただき、議長において指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

各常任委員会で委員の選任をお願いします。

総務民生常任委員会は正副議長室、経済文教常任委員会は第1委員会室でお願いします。

決算特別委員選出のため、暫時休憩します。

午後 3時 3分 休憩

午後 3時 7分 再開

○議長（村山修一君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、休憩中に羅臼町各会計決算特別委員会委員が選出されましたので、事務局長より報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（松田伸哉君） 羅臼町各会計決算特別委員会委員を御報告申し上げます。

総務民生常任委員会から小野哲也議員、加藤勉議員。経済文教常任委員会から松原臣議員、坂本志郎議員。

以上でございます。

○議長（村山修一君） ただいま事務局長より報告のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり羅臼町各会計決算特別委員会の委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において正副委員長互選をお願いします。正副議長室でお願いします。

正副委員長互選のため暫時休憩します。

午後 3時 9分 休憩

午後 3時12分 再開

○議長（村山修一君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をします。

休憩中に委員会において委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りました。

羅臼町各会計決算特別委員会委員長に坂本志郎君、副委員長に加藤勉君。

以上のとおり、互選された旨、報告がありました。

坂本志郎君。

○羅臼町各会計決算特別委員会委員長（坂本志郎君） 羅臼町各会計決算特別委員会委員長の坂本です。

ただいま、本特別委員会に付託されました認定第1号から認定第6号の平成29年度目梨郡羅臼町各会計歳入歳出決算認定については、会期が本日1日なので、閉会中の継続審議の議決をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） お諮りします。

ただいま羅臼町各会計決算特別委員会委員長から閉会中の継続審査の申し出がありましたが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第13 認定第1号平成29年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第18 認定第6号平成29年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定についての6件を羅臼町各会計決算特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第21 発議第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

○議長（村山修一君） 日程第21 発議第4号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂本志郎君。

○6番（坂本志郎君） 発議第4号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成30年9月11日提出、羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員坂本志郎。

賛成者、羅臼町議会議員鹿又政義、同じく松原臣、同じく小野哲也、同じく宮腰實、同じく高島讓二、同じく田中良、同じく加藤勉。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・

所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や平成31年度に創設される森林環境譲与税（仮称）を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成30年9月11日、北海道羅臼町議会議長村山修一。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、発議第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第21 発議第4号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第22 発議第5号 全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる
新たな法律の早期制定を求める意見書

○議長（村山修一君） 日程第22 発議第5号全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中良君。

○2番（田中 良君） 発議第5号全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成30年9月11日提出、羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員田中良。

賛成者、羅臼町議会議員高島讓二、同じく小野哲也、同じく松原臣。

全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書。

アイヌの人たちは、特に明治以降、政府が進めた政策によって、アイヌ語や生活習慣を事実上禁止され、伝統的生活を支えてきた生産手段も失うなど、アイヌの社会や文化が大きな打撃を受け、差別と困窮を余儀なくされてきたという歴史がある。

平成20年の衆参両院における「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」の全会一致での可決を受け、政府は、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置し、有識者の意見を踏まえ、それまでのアイヌ政策をさらに推進し、さまざまな施策に取り組んできたところである。

アイヌの人たちが民族としての名誉と尊厳を保持し、これを次世代へ継承していくことは、活力ある社会を形成する共生社会の実現に資するものであり、この観点からもさらに施策を具体化する必要がある。

こうしたことから、これまでの歴史的経緯や、今後、アイヌ政策を確実に推進していく上においても、国が主体となった総合的なアイヌ政策を、本道のほか、全国を対象に推進していく根拠となる法律の検討を進め、早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成30年9月11日、北海道羅臼町議会議長村山修一。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、発議第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第22 発議第5号全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第 2 3 発議第 6 号 議会改革特別委員会の設置に関する決議について

○議長（村山修一君） 日程第 2 3 発議第 6 号議会改革特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高島讓二君。

○3 番（高島讓二君） 発議第 6 号議会改革特別委員会の設置に関する決議。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び会議規則第 1 3 条の規定により提出します。

平成 3 0 年 9 月 1 1 日提出、羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員高島讓二。

賛成者、羅臼町議会議員田中良、同じく小野哲也、同じく松原臣。

議会改革特別委員会の設置に関する決議。

次のとおり、議会改革特別委員会を設置するものとする。

記。

- 1、名称。議会改革特別委員会。
- 2、設置の根拠。地方自治法第 1 1 0 条及び委員会条例第 5 条。
- 3、目的。議会改革に関する調査、検討。
- 4、委員の定数。9 名（議長を除く）。

提出の理由。議会は、議員による討論の場であり、自由闊達な議論を通じ、町政における課題、論点、争点を町民に明確にする責務がある。

地方分権が進む中で、議会がその機能を十分に発揮し、町民の付託に応えるため、議会の活性化を図る必要があります。このたび、議会改革特別委員会を設置するものであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 質疑を終わります。

これから、発議第 6 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第 6 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第 2 3 発議第 6 号議会改革特別委員会の設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま、議会改革特別委員会の設置が決定されました。委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において正副委員長の互選をお願いします。議員控室でお願いします。

正副委員長互選のため暫時休憩します。

午後 3時26分 休憩

午後 3時32分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をします。

休憩中に委員会において委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りました。

議会改革特別委員会委員長に加藤勉君、副委員長に高島譲二君。

以上のとおり、互選された旨、報告がありました。

加藤勉君。

○議会改革特別委員会委員長（加藤勉君） それでは、議会改革特別委員会の委員長の加藤勉でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

ただいま設置されました本特別委員会は、今後調査、検討等の時間を要しますことから、調査、検討終了までの間、閉会中の継続審議の議決をお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（村山修一君） お諮りします。

ただいま議会改革特別委員会委員長から閉会中の継続審査の申し出がありましたが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議会改革に関する調査、検討は議会改革特別委員会に付託し、調査、検討終了までの間、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第24 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○議長（村山修一君） 日程第24 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長から委員会においての調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

午後 3時34分 休憩

午後 3時37分 再開

○議長(村山修一君) 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

町長より、議案第50号平成30年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第50号 平成30年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長(村山修一君) 追加日程第1 議案第50号平成30年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(鈴木日出男君) 議案第50号でございます。

平成30年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。平成30年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ199万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億2,738万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入でございます。

18款1項繰越金199万8,000円を追加し、3,814万8,000円。

歳出の財源を前年度繰越金に求めたものでございます。歳入合計199万8,000円を追加し、48億2,738万1,000円。

歳出でございます。

2款総務費199万8,000円を追加し、13億7,392万2,000円。

7項防災費199万8,000円を追加し、1,620万3,000円。防災無線戸別受信機100台を購入するものでございます。詳細につきましては、町民に貸し出しをしております防災無線戸別受信機の在庫台数に余裕がなくなったことから、100台の追加購入をするための補正をお願いするところでございます。

本年度、当初予算で150台を購入し、前年度末10台の在庫と合わせまして160台の在庫がありましたが、既に109台の貸し出しがあり、現在51台の残となっております。このたびの胆振東部地震において、繰り返し町民に対し、防災無線で放送をしておりましたが、入らない等の故障ではという申し出がかなりありまして、交換される方が次々と窓口にあらわれておりました。実に6日、7日のこの2日間で45台の貸し出しを行ったところでございます。このままでは、貸し出し台数に限りがあることから、今後の有事のことを考えますと、要請に応えるために安定的に貸し出す在庫に限りがあるということでございますので、それを補うための補正をお願いするものでございます。

歳出は199万8,000円を追加し、合計が48億2,738万1,000円となるものでございます。

なお、事項別明細書を別冊資料として配付をさせていただきましたので、お目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第50号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第50号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、追加日程第1 議案第50号平成30年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（村山修一君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第3回羅臼町議会定例会を閉会します。

長時間ありがとうございました。

午後 3時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員